本日の会議に付した事件

平成28年第4回山元町議会定例会(第4日目) 平成28年12月15日(木)午前10時

日程第	1	会議録署名	名議員の)指名
日程第	2	議案第	88号	山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を
				改正する条例
日程第	3	議案第	8 9 号	山元町町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第	4	議案第	9 0 号	山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す
				る条例
日程第	5	議案第1	0 9 号	山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第	6	議案第	9 1 号	平成28年度(債務)(仮称)山下地区地域交流センター外構工事請
				負契約の締結について
日程第	7	議案第	9 2 号	平成28年度 再生資材運搬工事(その1)請負契約の締結につい
				T
日程第	8	議案第	9 3 号	平成28年度 再生資材運搬工事(その2)請負契約の締結につい
				T
日程第	9	議案第	9 4 号	平成28年度 再生資材運搬工事(その3)請負契約の締結につい
				て
日程第1	0	議案第	9 5 号	平成28年度 再生資材運搬工事(その4)請負契約の締結につい
				て
日程第1	1	議案第	9 6 号	平成28年度 防災緑地整備工事(その1)請負契約の締結につい
				て
日程第1	2	議案第	9 7 号	平成28年度 防災緑地整備工事(その2)請負契約の締結につい
				て
日程第1	3	議案第	9 8 号	平成28年度 防災緑地整備工事(その3)請負契約の締結につい
				T
日程第1	4	議案第	99号	平成27年度 公園請2号 山元町(花釜地区)防災公園整備工事
				請負契約の変更について
日程第1	5	議案第1	00号	平成27年度 公園請3号 山元町(笠野地区)防災公園整備工事
				請負契約の変更について
日程第1		議案第1		土地の取得について
日程第1		議案第1		町道の路線認定について
日程第1		議案第1		町道の路線変更について
日程第1		議案第1		平成28年度山元町一般会計補正予算(第4号)
日程第2		議案第1		平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第2	1	議案第1	06号	平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第107号 平成28年度山元町水道事業会計補正予算(第2号) 日程第23 議案第108号 平成28年度山元町下水道事業会計補正予算(第1号) 日程第24 委発第 2号 有害鳥獣 (イノシシ) 駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の 制度化を求める意見書

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

日程第26 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長 (阿部 均君) ただいまから、平成28年第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君) 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、7番菊地康彦君、 8番大和晴美君を指名します。

議長(阿部 均君) これから議長諸報告を行います。

議員委員会提出議案の受理。委員会から委発1件が提出され、これを受理したので、 その写しを配布しております。

長送付議案の受理。町長から議案1件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会調査報告書、継続調査申出書及び議員派遣結果報告書の受理。総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書と各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書、議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣の報告。山元町議会会議規則第126条の規定により議員派遣の件 について報告しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長(阿部 均君)日程第2.議案第88号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。それでは、議案第88号山元町町民バスの設置及び運営 並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

> 事前に配布しております第4回議会定例会配布資料ナンバー9、条例議案の概要でご 説明申し上げますので、お手元にご準備いただければと思います。

> まず、提案理由でございますが、来年4月から現行の町民バスと新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーの併用運行を行うに当たりまして、条例の所要の改正を行う ものでございます。

次に改正内容でございます。

1つ目に運行種別として、現在の町民バスに加えてデマンド型乗合タクシーを追加するものでございます。

2つ目に、運行日を現在の月曜日から土曜日までの週6日から、月曜日から金曜日までの週5日へと変更するものでございます。

3つ目にデマンド型乗合タクシーの使用料、運賃でございますけれども、そちらの規定を追加するものでございます。普通乗車券として一般の方、乗車1回お一人につき30円といたしまして、75歳以上の方、小中学生についてはその半額の150円、それから未就学児については無料といたしております。

また、現在の町民バスと同様に回数乗車券、定期乗車券も販売することといたしております。

なお、町民バスの使用料につきましては、現在復興交付金を活用して運行していることから全額免除、無料で運行しているところでございますが、国の財政支援が今年度いっぱいということになっておりまして、来年4月1日からは震災前と同様に一般の方乗車1回1人につき200円ということでご負担をいただくということにさせていただきたいと考えてございます。

最後に、施行期日でございますが、来年平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上が、山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する 条例の内容でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。 4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番(岩佐孝子君)はい、議長。ただいまの説明で運行日を現在6日間の分を、月曜日から土曜日の分を、土曜日を外して5日間というふうにした理由をお伺いします。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。今回の改正に当たりまして、新たにデマンドタクシーというものを公共交通として新たに導入することといたしております。この導入の趣旨といたしましては、現在町民バスのほう、無料で運行するということで仮設住宅からの通勤の便ですとか、そういったものを考えあわせまして便数もかなり震災前と比べても大幅にきめ細かく運行させていただいているところでございますが、そういった国の財政支援もある、それから先日常磐線も運転を再開した、それから仮設住宅のほうも徐々に解消されているということも踏まえまして、新たな導入、デマンド交通というものを導入したものでございます。

こちらにつきましては、現在の町の置かれている状況、高齢化が進んでいるという現状ですとか、それから町民の方からもバス停までの移動がなかなか大変だというようなご意見等もいただいておるところでございます。そういったところから、今回の改正におきましてはデマンドタクシーを町民の皆様の利便性を向上させるため導入するということと、それから町民バスの運行につきましては、これまでどおりのようなですね、全ての地域を網羅してというようなところでの便数を確保するということは財源の面からもなかなか難しいということで、小学生の方の通学、そういったところをメインターゲットということで考えまして、今回学校の通学ということで月曜日から金曜日ということを趣旨に、土曜日の運行につきましては今回行わないということでさせていただいたところでございます。

- 4番(岩佐孝子君)はい、議長。デマンド型タクシーは、私も玄関から玄関ということで否定は しません。でも、小学生だけが通学をするわけではないんですよね。町民が、交通弱者 が交通手段として使うために町民バスは運行されています。それにもかかわらず小学生 だけを対象にしてよろしいんでしょうか。町長にお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。ただいま担当課長のほうからですね、しっかりお答えさせていただきましたように、利用の実態をしっかり分析した上で、そしてまたよりよい高齢者の利用促進というふうなことを踏まえましてですね、デマンド型の併用ということで、少なくとも空気を運んでいるというようなことのご指摘のないようなそういう工夫、改善をさせていただいたところでございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。空気を運んでいるというのではなくて、空気を運ぶことによって安全安心を、いつでもここから乗れるという安心も担保できると思うんですけれども、 その辺についてお伺いします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。町民の皆様の、特に高齢者のですね、特に車の運転のできない方の足を確保するという点では、非常に大切な町内のぐるりん号であろうというふうに思いますし、また新たに導入するデマンド型の部分についても同じようなことが言えるだろうというふうに思います。利用者の実態、そしてまた適正な受益者の負担というふうな考え方を総合的に勘案する中で、よりよい方向にこの運行、運用をですね、持っていくべきではなかろうかなというふうに考えているところでございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。それでは、運行路線は現状維持なんでしょうか。ただいま 5 路線をしてますけれども、その辺についてお伺いします。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。現行5路線でということで運行させていただいておりますけれども、4月1日以降、現在検討しておりますのは、大まかに町を北部、中部、南部というふうに各学校区ごとを主にメインに考えまして、その中でそれぞれの駅を中心に循環して回れるような形で、おおむね路線としては東部、中部、南部、……あ、北部、中部、南部ということで3つの路線に分けて。それから時間帯についてもこれまでは1日中運行していたというところがありますが、今回は通学時間帯、それからお昼のですね、高齢者の方が通院、病院にかかる方についてもデマンドだけでは対応できない人数の方がご利用される可能性があるということで、そういった時間帯での運行でということで現在考えているところでございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。通学時間帯に合わせてといいますと、現在は6時から7時ころまでですよね。小学生というと何時から何時までの予定でしょうか。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。時間帯といたしましては、現在検討しておりますのがバスの運行といたしましては朝7時と8時、朝はですね、それからお昼の12時前後の時間帯、それから夕方につきましてはおおむね午後3時から午後4時のあたりの運行ということで現在検討しているところでございます。
- 議 長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。
 - 5番(伊藤貞悦君)はい、議長。町民バス及びデマンド型乗合タクシーですね、月曜日から土曜日まで運行していたものを月曜日から金曜日まで、両方1日土曜日なくなるというふうなことですが、例えば土曜日デマンド型乗合タクシーだけはというふうな方向の検討はやったのかどうかお伺いいたします。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。土曜日運行ということにつきましては、やはり我々の中でも、それからあと、今回のこちらの議案提出に当たりましては、地域公共交通会議のほうで専門家の方、それから公募で募集しております町民の方等々のご議論も踏まえていろいろとさまざまな角度から検討させていただいたところではございます。

土曜日の運行につきましては、先ほどバスについては小学生が今回メインターゲットとさせていただいたというところもありますので、というところもあります。それから、デマンドタクシーにつきましても、費用対効果の面で現在バスのほうも土曜日の運行の利用の実態、実態といたしまして土曜日になりますと路線によっては利用者がゼロであったりですとか、3分の1から4分の1程度までかなり減少している、減っているという傾向がございます。そういったところの費用対効果といいますか、そういったところも踏まえまして、今回は土曜日は運行は行えないということで、まずは月曜日から金曜日の運行でということでご提案させていただいたところでございます。

- 5番 (伊藤貞悦君) はい、議長。デマンド型タクシーにつきましては予約制というふうな、基本的にはそうなっていますよね。恐らく狙いは小学生とか何かではなくて、高齢者とか病院通院者とかというふうなことをターゲットにして狙っているんだろうと考えておるんですが、土曜日でも病院とか何かはやっているところはあるし、このことについて予約制ですので、例えば3分の1になってもそういうふうな救済の道を残しておかないと、全額負担の個人のタクシーになってしまうというふうなことは考慮されなかったのかどうかについてお伺いします。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。土曜日、確かに土曜日につきましては、病院も午前中ですかね、お昼前後まであいているということもございます。そのあたりもご意見として我々の中でも先ほど申し上げました地域公共交通会議の中でもございましたが、確かに予約制ということで事前に予約していただいた上で運行するということもございますが、現状、町民バスの利用実態等を踏まえますとなかなかですね、利用として実際どの程度見込めるのかというようなのはかなりちょっと厳しいところがあるのではないかということで、今回まず一旦ですね、月曜日から金曜日ということでさせていただきまして、あとそういった利用の実態ですとか、あとは町民の皆様からいろいろご意見等々いただくこともあるかと思われますので、そういったところを踏まえてまた運行につきましては検討してまいりたいというように考えてございます。
 - 5番(伊藤貞悦君)はい、議長。私はその反対のほうがよろしいんじゃないかと思います。プラスのサービスをしておいて、利用実態が少ないので逆にこのところは削るというふうなほうが町民のサービスについては、やはりプラスのいわゆる考え方、思考ではないのかなというふうに考えるんですが、町長、その辺はいかがでございましょう。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。伊藤議員のようなそういう考え方も大事にしていかなくちゃないだろうというふうには思います。一方で、この問題につきましては、ご覧のとおり町の各分野、あるいは国、県のそれぞれの関係する行政機関等の皆様にも配慮をいただきましてけんけんがくがくいろいろと議論を深めていただく中でですね、方向性を出してきていると。震災前、震災が落ち着いてきた現在、常磐線が運転再開をした現在という町の社会環境の変化に伴って、より実態に即して交通弱者なり小さいお子様方の少しでも足の利便性の確保をできるように引き続き見直しをかけながら、よりよい方向にしていければなというふうに思うところでございます。

- 議 長(阿部 均君)いいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。疑問等々が出ているようなんですが、単純に素朴に疑問に思う ところなんですが、なぜ利用者の対象を狭めたのか、小学生だけに対象を絞ったのか。 その辺の理由についてお伺いいたします。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。今回対象をですね、例えば条例の中でそういった文言で限定したということではなくて、あくまでもご利用はもちろんどなたでもしていただけるというのは、もちろんそれは前提としてはあります。ただ、現在の町の財政ですとか、それからぐるりん号の現在の利用状況、それからこれまで復興交付金を使ってですね、仮設住宅等々の方の通勤のために運用してきたというところの状況がかなり変わってきているというところもありまして、そういったところを踏まえた場合にメインターゲットといいますか、それ以外の方ももちろん除外する、排除するということではありませんけれども、主に使う方として我々としても行政としてどの程度やるべきかというところを考えたときに、今回小学生の方の通学ということをメインとして再編を行っていくべきではないかということで、今回このような趣旨でのご提案をさせていただいているところでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。そういう考え方に基づいて取り組んだ結果、サービスの後退を 招いたということが言えるのかなというふうに考えるところであります。

その際にですね、条例等の絡みではどのような検討がなされたのか。条例では住民が 対象ということを明確にうたっているわけですが。

- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。条例上はもちろんですね、ご利用の方といいますか理念、目的の部分では、とか対象者の部分でそういった区別といいますか除外するといったことはもちろん規定はしていないところでございます。実際の利用といたしましてももちろんどなたにでもご利用いただけるということで、そういったことはもちろん制度としては残してはいるんですけれども、ただ運行、運用の面で時間帯、それから今回ご提案を申し上げております運行日の変更、そういったことも踏まえて小学生のこの通学の便というのが今回重視して支援といいますか、公共交通として支援していくべきであろうということで、そういった運用の面でダイヤの関係ですとか、それから路線の関係ですとかそういった視点で、運用の面で今回改正を……変更を行うということで考えたところでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。この件に関しましては非常に町としても重要な課題であるということで、もろもろの金も使いながら、あと支援も受けながらといいますか、宮城大学にいろいろ調査等々多額の金を投じて調査していただいて、そういった中でのこういった改善の内容と、私改善と思ってないんですが。しかし、その多額の金を使ってこういう結果なのかというこういうことでは、非常に残念な結果だなと私は受けとめています。考え方に工夫が見えない。せっかくそのくらい金をかけているのに利用実態で、そして今後のことを考えると、プラスに考えるんだったらいいんだけれども何で利用さんねえんだかと。利用されるためにどういった工夫が必要なんだかといったような、工夫がこの間ね、常任委員会の中でもいろいろと確認しているところなんですが、その辺が全くと言うと失礼ですがその辺が見えない。その結果こういうサービス後退につながる結果になったのかなと。震災前よりも後退している状況ですよね。駅にタッチする通勤通学者の利便性がどうなっているのかといったようなことも明確に示されていない。これも

後退しているでしょう。始発、最終の時間帯も相当改善というか解約といいますか、狭 められたというようなことも確認されているところなんですが。

そして、今後も利用実態を見てと言いますが、利用しにくい状態をつくっておいて利用がよくなるというのは、これはおよそ考えられないことであって、そういう使いにくい、利用しにくい状況をつくっていって、その結果その利用実態を見て、そしてああ本当にこれ私は先ほども言いましたが空気運んでてもいいと思うんですが、という考えなんですが、そのことによって町の活性化に結びつくと、安心感に結びつくということから考えれば、そういう状況があってもいいのかなという考えなんですが。そういう利用しにくい状況をつくって、そしてその後利用実態を調べてみるとさっぱり乗ってないと、どんどん減っていると、ではこれは廃止しかないねと、金も使うからというようなところに流れていくのではないかと、今のようなやり方、進め方をしていけばですね、そういう不安、懸念が非常に強いです。というふうに、これはその辺どの程度の工夫を重ねたかというそういう問いをしても十分したということになってくるかと思います。ですから、答えをとりあえず求めておきましょう。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。公共交通のあり方ですとか、につきましてはさまざまな ご意見ですとかお考えがあろうかと思います。先ほど議員からもお話がありました町民 の方の安心といいますか、そういった面で乗っていないバスの運行、いつでも走ってい るんだなというようなですね、町民の方のお気持ちというかそういったお考えも一方で はあるということは、我々としても認識はしているところでございます。

ただ、そういった誰も乗っていないバスを日中ずっと運行していく、それを継続していくということができるような町の財政規模ですとか、そういったことであるかということを考えたときに、それはなかなか難しいであろうと。今回につきましては、そういったことのないように効率的にですね、かつ交通弱者というふうに一般的にいわれておりますお子さんですとか高齢者の方、そういった方の利便性を考えたときに今回デマンド交通でですね、ご自宅までお迎えに行ってそれから一定の場所までお送りするといった、そういった利便性の面で向上を図っていくことが重要なのではないかということで、今回このような改正をさせていただいているところでございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。このこと、最後に出でてくるのは財政と、そこで金ねんだからしゃねべというような結論に持っていきたい、そういうところに落ち着くと、させようというふうな考え方が見えてくるわけですが、この財政についてはですね、しかるべき入ってくるところからは入ってきているという受けとめもしてますし、ほかの自治体を見てみればいっぱい空気運んで大きな車、体して運んでいる自治体は幾らでもあります。そこに金を投じてとにかく安心をなくさないような、守るようなことを各自治体ではやっています。毎週というとちょっとオーバーなんですが、いろいろな自治体で今後拡大したとか充実したとか路線をふやしたとか、県内でも結構ありますよ。という実態を見れば、最終的には町の考えということになろうかと思いますが、しかも山元町はそういう公共交通機関というかね、宮交とか何とか全くないとこなんですよ。ほかんところではそういうのがあって、そういう不足する分を自治体のバスでカバーすると、皆さんの生活を保障するというような考え方でその充実を目指して、日々このマイナスになってっとこなんかねんだ。大体見てるとふやしたふやしたっていうのが記事になってくるというのがこの公共交通機関、とりあえずこのバスの取り組み、それぞれの自治体の取り

組みかなという中で、山元町はどうも後退しか見えないなということを言っておいて、 まあ財政のこと出ました。事業費どのくらいを考えていますか。

- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。事業費でございますが、現在想定しておりますデマンドタクシーと、それから日中の町民バス、早朝それから夕方、それからお昼時間帯の町民バスの運行というとこで今現在検討しているところでございまして、そういった形態での運行ということになりますと約5,000万円程度の、町の負担額としてはその程度の金額になるということで現在試算をしているところでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。5,000万だとするといろいろと考えてきたいろんなこの6 通りとか7通りあったよね、その中でもいいほうだと思うんですが、これを保証する予 算というのはどういう形になっていますか。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。こちらトータルで町の負担額でおおむね5,000万円程度とお話をさせていただきましたが、運行経費としては約支出としては約6,000万円程度、費用として見込んでいると。その中で運行収入として約、バスとそれからデマンドタクシー合わせましておおむね800万円程度。それから県からの補助金がございますので、その県補助金が約300万円程度ということを現在試算で見込んでおりまして、それらを差し引きまして町の最終負担額として約5,000万円程度ということで試算をしているところでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。債務負担で示されている数値とこの数字、今述べられた数字の 関係について確認します。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。債務負担のほうでございますが、今回デマンドタクシーにつきましては、制度がしっかりと着実に根づくといいますか、認知、しっかり利用していただけるようにということで今回3カ年で予算、債務負担をとらせていただいております。バスにつきましては、こちらは実際今回JRが運転再開したというところも踏まえまして、利用状況がかなり変わるということが想定されます。ですので、このバスにつきましては1カ年での債務負担の設定とさせていただいておりまして、その関係でちょっと今申し上げた金額と差が出ているということになります。以上でございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。今回まだ提案されてまだ決まってないんですけれども、今回示されているのでは町民バス運行に関する経費として4,000万、これは28年、29年、今1カ年と言いますけれども、2年間ですよね、28、29。で、4,000万の債務負担ですよね。デマンドについては28、29、30、31、ああ、28からだから3年か。はい、わかりました。何とか計算合いました。私は28、29、30、31を4年とこの資料を見たんですが、これはですから4年間で6,600万というふうにみて、ちょっと今疑問をあれしました。町民バスについても2年として計算した、1年だったら4,000万だもんね。4,000万も逆に取るのかという逆の疑問もあるんですけども、この辺の関係について確認したいと思います。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。債務負担のほうにつきましては、今回年度内に、4月1日から事業を進めるということで、年度内28年度中での契約を結ばなければいけないということで、債務負担のバスのほうの設定につきましては28年度から29年度ということで、実際の運行としては1カ年度、1年分の運行ということでの予算どりと。それからデマンドタクシーについても事業のうちとしては3カ年の実施ということでの予算措置ということで、そちらの年数で割っていただければ金額的には合ってくるかと思

います。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今の件については了解いたしました。大目に見ているということだね。

この件につきましては、表面的に見れば明らかにサービス後退の結果なのかなという ふうに考えるわけですが、町長その辺の受けとめはどうなんでしょうか。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。先ほど来から同じようなご質問、ご確認を頂戴しているところでございますけれども、従来型のぐるりん号一本やりではなくて、デマンド型を併用することによってサービスを少しでも維持、そしてまた向上に努めるというふうな趣旨でございますので、決してサービスの後退ということではないのではないかなと思います。もちろんるるご指摘等いただいているとおり、完璧な運行改善かというふうなことで言われれば、それは100点満点だというふうなところまでいかないと思いますけれども、先ほどもお答えさせていただいているとおり、いろいろと町民の皆様なり関係者の皆様にもいろいろと確認し、意見をいただいている中で、少しでも改善すべきところがあれば改善するという、そういう積み重ねでやってきておりますので、きょうもるるご提案、ご指摘をいただいた点も踏まえまして、できるだけ今後につなげていけるようなそういう取り組みを大事にしていきたいなというふうに思うところでございます。
- 議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。この提案書といいますか提案理由を見ますと、町民バスとデマンド型乗合タクシーの併用運行するということでございますが、基本的なデマンドバス対応は私はよろしいんじゃないかというふうに思います。先ほど来、改善の方向に反するサービス低下ではないかというような議論もありましたけれども、基本的には小口から目的地へという一部の通学、通勤を除けばですね、小口から対応できるというデマンド方式というのは基本的によろしいんではないかなと思います。必ずしもサービス低下になっているものではないんではないかと。

そこで、これは総務民生常任委員会でるる検討されたんだろうと思いますが、そのときの資料を私今持ってきました。確認しますけれども、併用型ということは、先ほどもお話で言っておりましたが、分離案併用型、それから近距離の通学対応なしという3項目、さらにそれの①、②、2の1、2の2、3の1、3の2という6項目で書いてあります。そのうちの併用型というのが2の1、2の2ですが、これのベースは2の1で検討されているのか、2の2を考えてそれをベースに考えておられるのか質問します。

- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。今回検討させていただいておりますのは、2の2をベースに考えております。2の1につきましては、バスにつきましては通学下校時間帯のみということで早朝、朝と夕方の運行ということで2の1は考えておったんですが、さまざまな議論を経た中で、やはり日中時間帯の通院対応、そういったところで実際の現在のバスの運用状況を見ましても、この時間帯の利用を見ますとデマンドだけではちょっと対応が難しいということもございまして、2の2につきましては日中、お昼の便も走らせるということでの検討で、2の2で行わさせていただいております。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。先ほども質問出ておりましたが、2の2でありますと総経費が5,072万2,800円とこう数字が出てます。先ほど回答あった5,000万というのはそのとおりだと。それからバスのほうは4,000万かかっていると。これも先ほど説明あったとおり。それから収入790万。県のほうの補助が300万と、289

万ですか、約300万。この辺も出ていますが、恐らく今話出てましたそれ以外の通学であるとか通勤であるとかその部分、まさにバスですから走りながらいろいろと、いろんな問題があれば検討するという方向の回答もいただいたようですので、ぜひともそういった意味の町民のさらに進めて、町民の声を反映させるということも今後走り出しながらいろいろと検討いただくということで私は基本的には条例そのものの改正はよろしいんじゃないかというふうなことで受けとめておりました。以上です。

議 長(阿部 均君)回答はよろしいですか、答弁は。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 一 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番岩佐孝子君、登壇願います。

4番(岩佐孝子君)はい、議長。議案第88号山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例に対する反対の立場で討論いたします。

この条例は、交通弱者の交通移動手段の確保と快適で利便性が高く、地域の活性化につながることを目的に運行されているものです。

しかし、今回のこの条例改正により平成29年4月1日からの運行体系が見直しされ、 町民バスの目的である住民のサービス低下、これを後退させ、住民の不利益になるもの であります。このことから、私は認めることはできません。

1つ目。運行日の減少。先ほども出ていましたけれども、月曜日から土曜日までの6日間であるものを、なぜ金曜日までの5日間とするのか理解できません。

1つ、運行路線の減少。なかなか歩くことのできない人が多くなっています。近くから近くまでデマンドも確かに必要だと思います。でも、循環線、5路線から3路線と、2路線を廃止するということ。

そしてもう1点目、運行時間帯の短縮です。小学生の通学時間帯及び通院時間帯に絞ったもので、現行朝6時から19時まで、それが7時台から16時台までと変更され、中学生はもちろんですが、坂元、山下、浜吉田を利用する高校生などの通学には利用不可能です。交通弱者の方々の足を確保するための町民バスです。デマンドタクシーです。よって、私はこの本案に反対するものです。以上です。

- 議 長(阿部 均君)次に、本案に賛成者の発言を許します。1番岩佐哲也君、登壇願います。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。1番岩佐哲也。私は、今議案となっておりますデマンドバスは、 バスの運行につきまして賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

これは併用型デマンドバスということで一般利用客の利便性を確保すると。プラスデマンドタクシーの運行をするということでございます。バスの空き時間を有効活用して通院しようとする方に対しましても1往復2便をさらに追加するとさらにといいますか、追加するということでございます。いわゆる3路線ではありますが、15便、各路線登校1行、下校2行、病院往復1便、それらを運行する。トータルで304.5キロメートルを運用すると。32便、いわゆる5人態勢で対応するということで小口から病院、あるいは小口から小口ということで高齢者や足の不便な方にとっては非常に便利になる考えたデマンド方式であります。これをバスとデマンド方式、その条例、これにつ

いては賛成するというものでございます。以上であります。

議 長(阿部 均君)ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから議案第88号山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する 条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議 長 (阿部 均君) 起立多数であります。

議案第88号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第3. 議案第89号を議題とします。

本案について説明を求めます。

施設管理室長(寺島一夫君)はい、議長。それでは、議案第89号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元に配布の第4回議会定例会配布資料ナンバー10でご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、宮城病院周辺地区の公共施設の名称が「桜塚」に決定したこと、及び坂元地区中層集合住宅が来年3月中に入居者へ引き渡しとなることに伴い、町営住宅の名称等について変更等をするため提案するものでございます。

まず、1点目でございますが、町営住宅の名称及び位置に関する規定の変更ということでございます。

山元町町営住宅条例第3条第2項の規定に基づき、別表の町営住宅の名称及び位置を変更するものでございます。町営住宅の別表のうち、9、今現在の条例として「町営宮城病院周辺地区住宅」という名称で、住所が山元町高瀬字合戦原100番地の10となっているものを、今回、「町営桜塚住宅」というふうに名称を変更いたしまして、住所も合戦原100番地10ほかということで一応規定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、資料のナンバー1をご覧いただきたいと思いますが、 この図面の中でですね、区画を表示しておりますけれども、この中で薄く黄色く着色し ている区画、これが町営住宅でございまして72戸、これを「宮城病院周辺地区」とい う名称から「桜塚」という名称に変更するものでございます。

次に戻っていただきまして、2番でございますが、町営住宅の名称及び位置に関する 規定の追加でございます。

これも当条例の規定に基づきまして、別表にある町営住宅の名称と位置を追加するものであります。追加される住宅の名称は町営道合住宅。位置が山元町坂元字道合93番地の1ほかというふうになります。これにつきましては、次の次のページのナンバー2にございますが、赤で表示をしているこの中層集合住宅の区画に今建設中のものが完成し、3月に入居予定だということで16戸でございます。

次に戻っていただきまして、3番目共同施設の名称及び位置に関する規定の追加。これも同じように条例の規定に基づきまして、別表に共同施設の名称及び位置を追加する

ものでございます。追加する名称につきましては、町営桜塚集会所でございます。

この位置につきましては、合戦原100番地17でございます。

これにつきましては、1ページ目をめくっていただいてナンバー1をご覧いただきたいと思いますが、この集会所と真ん中に赤で囲っている区画に今建設をして、3月から供与開始という予定でございます。これの平面図を最後のページ、ナンバー3、織り込んでいる図面でございますけれども、このように集会施設、延べ床面積が約45坪の建物でございます。

以上、3点の変更及び追加でございます。

戻っていただきまして、4番目施行期日でございますが、施工期日は公布の日という ことでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。以上でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第89号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君)日程第4.議案第90号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。説明の前に条例議案の概要の訂正をお願いいたします。1の改正内容(1)高年齢継続保険者と記載しておりましたが、正しくは高年齢継続保険者ということで「被」が抜けておりました。大変失礼いたしました。訂正方よろしくお願いいたします。

それでは、説明したいと思います。

議案第90号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページ、新旧対照表と配布資料のナンバー11、条例議案の概要によりご 説明させていただきます。あわせてお手元にご準備いただければと思います。

初めに、お手元の配布資料ナンバー11、条例議案の概要によりご説明申し上げます。 提案理由についてですが、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町企 業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が必要となりましたので、ご提案 するものであります。

次に改正内容です。 3ページの新旧対照表をご覧願います。

雇用保険法等の一部改正に伴い、文言の整理を行うもので、第13条第6項において 高年齢継続被保険者を高年被齢保険者に改めるもの。第13条第8項では、広域求職活 動費を求職活動支援費に改めるものです。

次に、経過措置ですが、継続期間広域求職活動費及び移転費について附則により、経 過措置を設けるものであります。

次に、条例の施行期日でありますが平成29年1月1日とするものです。

以上で、議案第90号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから議案第90号山元町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第90号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第5.議案第109号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長(島田忠哉君)はい、議長。それでは、議案第109号山元町職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例について、配布させていただいております条例議案の 概要書に沿ってご説明をさせていただきます。 ご説明を申し上げます。まず、提案理由でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律及び関係法の改正に伴い、町職員の勤務時間、休暇等の改正等を行うため提案をさせていただくものでございます。

次に、1の改正内容でございますが、本条例の改正につきましては、大きく3点の改正となります。まず、(1)の育児休業等に係る子の範囲の拡大でございますが、下の表のほうをご覧になっていただきたいと存じます。これまで改正前のところでございますけれども、育児休業等の対象となる子につきましては、これまで子という記載のみでございましたが、これに改正後の欄のように「特別養子縁組の間の期間中の子、及び養子縁組里親に委託されている子ら」を加えるものでございます。

なお、特別養子縁組の監護期間、そして養子縁組里親とはというふうな部分につきましては、注釈を記載させていただいておりますので、ご覧いただければというふうに存じます。

次に、(2)の介護休暇の分割取得制度の創設。これは第15条の関係となりますが、 家族を介護するための休暇を取得しやすいようにするため、新たに分割取得の制度を設 けるといった内容でございます。

具体の部分についてでありますけれども、下の図のイメージ図のところをご覧になっていただきたいと存じます。

これまでにつきましては現行部分、上段の部分でございますけれども、介護休暇につきいましては連続する6カ月の休暇というふうなことでございましたが、これを改正後のところをご覧になっていただきたいと思いますが、休暇自体につきましては最大6カ月間というふうなことでございますが、これは変わりないわけですが、これを改正後のように介護の状態に合わせて取得しやすいようにするために3つの期間に分割して取得ができるようにするという改正であります。

従前の6カ月の間で最大6カ月という部分について、その介護休暇の6カ月の部分は 変わらないんですが、分割取得するその期間の範囲ございますが、これにつきましては 期間の制限はなくなるというふうなことでございます。

裏面のほうをご覧になっていただきたいと存じます。

最後に(3)介護時間の新設に関してでございます。これは、日常的な介護ニーズに対応するため、1つの継続する状態ごとに取得開始日から連続する3年の期間内におきまして、1日につき2時間を超えない範囲内で休暇を取得できる制度として創設されるものでございます。

次に、施行期日でございますが、平成29年年明け1月1日から施行するという内容であります。

以上ご説明を申し上げました。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上 げます。

- 議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 9番遠藤龍之君の質疑を許します。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。確認なんですが、連続するのを分割してということなんですが、 分割の範囲といいますか期間といいますか、例えば2年間のうちに6カ月分割してとれ るんだよとかいう受けとめでよろしいんでしょうか。

- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。休暇の通算の期間につきましては6カ月でございます。ただ、 範囲につきまして、6カ月と6カ月でちょっとややこしいんですけれども、これまでは 6カ月間の範囲の中で連続して最大6カ月までとれているというとり方でございます。 それを分割してというのは、3回に分割してということでございますけれども、1カ月、 2カ月、3カ月というふうに分割して撮れると。そして、ただしそのとれる範囲につい ては制限はないということで、よりその介護の状態に合わせた休暇取得ができるという ふうにご理解いただければと思います。
- 議長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。
 - 5番(伊藤貞悦君)はい、議長。介護休暇についてですが、改正前は1介護者に対しというふうな条文がありましたが、改正後はその1介護者に対しというふうなのが省かれておりますが、通算してというのはこれは1介護者に対して通算してということなのか、例えば2人の介護者がいれば、いわゆる倍の月とれるのかどうかについてお伺いします。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。お尋ねの件でございますが、本来ここの記載に当たりまして 介護休暇を分割取得ができるようにというふうなことをわかりやすいようにという表記 のもとにこれを記載しましたので、逆にお尋ねの点が明確ではなかったということでご ざいます。

結論は、1介護者に対して、状態に合わせてということでございますので、それが時機を異にして1の場合もあるかもしれませんけれども、1介護者に対してということでご理解いただければというふうに思います。

議 長(阿部 均君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)これで質疑を終わります。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 一 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第109号山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第109号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第6.議案第91号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。それでは、議案第91号平成28年度(債務)(仮称)山 下地区地域交流センター外構工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、別紙配布資料ナンバー12に基づき説明いたしますのでよろしくお願いします。

初めに提案理由でございますが、(仮称) 山下地区地域交流センター外構工事請負契約 の締結にあたり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでござ います。

- 1、契約の目的。平成28年度(債務)(仮称)山下地区地域交流センター外構工事。
- 2、契約の方法。条件付一般競争入札で入札参加業者数は2者ですが、うち1者から 辞退届があったため、入札日当日の改札業者は1者になります。
 - 3、契約金額。一金1億2,070万800円。落札率、100パーセント。
 - 4、契約の相手方。株式会社横山産業。
 - 5、工事の場所。山元町つばめの杜東地内。
 - 6、工事の概要。地域交流センター敷地内の外構工事といたしまして、敷地面積5,
- 561.75平方メートルのうち施工面積は3927.48平方メートルになります。 内容といたしましては、駐車場工事、屋外広場工事ほか記載のとおりであります。 平面図にてご説明いたします。
 - 1枚おめくり願います。

図面の左側が北側になりますが中央より北側部分に駐車場を整備し、普通車51台、 大型車31台が駐車可能です。また、建物の周囲にはインターロッキングブロックを設置し、敷地周辺には照明器具を23基設置します。こちらは、仮に一帯が停電に見舞われても建物内の自家発電機から24時間通電する仕組みを取り入れてございます。

議案の概要にお戻り願います。

7、工期。議案の契約の翌日から平成29年7月31日まで。

以上、議案第91号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 12番青田和夫君の質疑を許します。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。今説明がありました。で入札参加者2者とありましたが、辞退 した説明が、どの段階であったのかお伺いします。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。入札の改札日については11月30日です。それに対しまして辞退届があったのがその2日前、28日に文書により役場に到達いたしました。 以上になります。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。そうすると2日前に辞退届が出たということは、入札金額も出ていないということの解釈でいいんですよね。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。今のご質問は、辞退した業者のという理解でよろしいで しょうか。それは入札に参加しませんという意思表示のみでございます。以上になりま す。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。そこでお伺いします。落札率が100パーセントというのは、 異常なことだと思うんだけれども、どうしてかということをお伺いします。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。落札率の結果につきましては、推測で物事を図ることが 正直できないものですから、その理由につきましてはわかりません。

ただし、入札のそのあり方といたしまして、予定価格を事前公表しているというところもございますので、そういったところは1つの判断材料になったかもしれないとは判

断してございます。以上になります。

- 12番(青田和夫君)はい、議長。今、課長から説明ありましたけれども、なぜそんなことを聞い たかというと、亘理町の例もあり、入札手続の公平性を疑われるのはどうかというのを 聞きたかった。この言葉に対して回答願います。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。そこの部分につきましては、まず一般競争入札という契約手法を取り入れてございます。一般競争入札というのはそもそも事業の内容、そして今回については参加資格要件、そういったものを公告によって広く周知してございます。そういう意味からは、全体に意欲のある方については、登録した業者に限られますが誰でも参加できるというところからは平等性、公平性は確保されていると理解しております。以上になります。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。はい、わかりました。
- 議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。契約の方法で条件付一般競争入札ということになっているんで すが、この条件付の条件の中身について。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。お答えいたします。要件については3件ございまして、まず1点目は、その業者が宮城県内に本店または支店を有する、まずそれが1つ目です。2つ目については、特定建設業の許可を受けている。それが2つ目です。最後3つ目になりますが、建設業法に規定する経営事項審査、これの評価総点が850点以上。これら3つの条件を要件といたしまして入札を進めてまいったということでございます。以上になります。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。今の条件に合う町内業者というのは何件くらいあるんでしょう
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。全て要件を満たすのは、届け出の書類、そこから判断いたしますと2社でございます。以上になります。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。入札参加業者2社というんですが、そして町内のあれに合うのが2社ということなんですが、辞退したのは町内業者ですか。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。辞退業者につきましては、町外の業者でございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。なんかちょっと不思議な感じがします。工事の概要なんですが、 それぞれ中小工事、屋外広場工事、フェンス、電気、植栽、それぞれの内訳についてお 伺いします。内訳というか金額的に、工事の。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。今後の入札事務に対して影響のない範囲でおおむねの割合というような、そういった形で説明をさせていただきたいと思います。

外構工事に関しては、舗装工事そして排水工事、意匠工事、植栽工事、その他電気設備工事という形になりますけれども、おおむね舗装、排水、植栽、電気、この順番にいきますと、2対1対1対3、そういった割合でございます。

もう一度繰り返します。舗装工事、排水工事、あと植栽工事、あとその他電気等々の 工事、4分類にしたときに2対1対1対3でございます。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。何て聞けば……全体が決まってんのに今いろいろあるんだったらば、これ以上のあれは別なところで確認するけどもね、3というのは植栽工事が3ということになるんですか。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。植栽については1でございます。なお、先ほどなぜその

具体的な内訳までという話になるんですけど、実際に入札事務に関してはそこまでの内 訳は業者の方にも示していないということなどから、今後の入札事務に一定の影響を与 えるとどうなのかという考えもございますので、そういう意味で差し控えさせていただ いたことをご理解願いたいと思います。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。契約金額が1億2,000万、100パーセントですから予定 価格も1億2,000万ということになろうかと思いますが、この件につきましては、 この地域交流センターにつきましては全体として高額な事業費で進められているという ことで、当初から、当初23億、その中には外構工事も含まれていたという中で、これ は意見つきといいますか、地域交流センターについては相当な費用が掛かるというよう なことでもろもろの努力が求められていたところです。そういう中で建築部門について は18億、約19億ということで決まっている。それのほかに外構工事、当初の予定で はそれを含めて23億という数字を我々に示されていたところなんですが、その際の外 構工事としては1億1,000万というふうな予定になっていた。これが1億2,00 0万、実際にね、というその経緯についてはどうだったのか。どこの部門が増工になっ たのか。基本は、今後外構の設計内容の見直し外構工事費において更なる経費の節減を 図るということで進められていたものなんです。ですから、ここから考えるならば1億 1,000万円以下というのが示されるものだというふうに受けとめるわけですが、そ れがなぜか1億2,000万円に膨れ上がっている。その辺はどの辺でこの計画予定し ていた、節減を図るとそういった目的によって進めてきたのが、どこの部門で急増した のか。その辺を確認したくて今、その分野ごとの確認を求めたところなんですが、その 辺の背景について伺います。
- 建築営繕室長(佐山 学君)はい、議長。遠藤議員がおっしゃることは、私たちが建築営繕室とし て事前に説明した資料との若干金額の差異があるというのはごもっともだと思います。 まず、全体の23億に対しまして今の建築事業費は幾らになっているかということに関 しましては、建築物については18億5,000万、そして今1億2,000万という ところで提案をさせていただいておりますので、全体としては19億7、000万とい う形になります。それに対しまして、もと23億、これは交付金を確保した枠と同じな んですが、その金額の割合額からいくと今85パーセント弱、84.7パーセントで推 移しているという状況でございます。それが前提にありまして、今後は外構工事に関し ましては、議員おっしゃるとおり1億1,000万という数字を出させていただきまし た。今回、実は建築工事と分離発注してございます。この外構工事に関しましては、1 億1,000で当初見込んでいたものなんですが、設計業務が実際に前年度末で外構は 仕上がってございます。それは通り一遍の外構の設計内容だというのが正直あったんで す。ただその私たちは3・11の教訓を踏まえて、外構工事で通り一遍の内容ではなく てどのように創意工夫できるかということで時間を頂戴した経緯がございます。そうい ったことも踏まえて、発注時期はずれてしまいましたが上乗せした分、今度は具体的な 内容としては、例えば建物からマンホールトイレ、あるいは地下式貯水槽、これは敷地 の南東側に整備する予定ですけれども、予定されているのもありますけれども、そこに 屋根をかけます。それは実際私たちが避難所を運営した経験の中でトイレ、これが利活 用が非常に困ったわけですね。仮設トイレを設置したのはいいものの、そこに後付けで 屋根をかけていったという流れがあります。本来なら当初の設計の中でそういった創意

工夫も入れられればよかったんですが、なかなかそこまで正直考えが及ばなかったというところもございました。それではいけないというところでそういったものをプラスアルファをした結果、全体で1, 000万、設計額として上がってしまったという理由でございます。以上でございます。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。まあ、その、本来考えが及ばなかったということでありましたが、及ばなくちゃだめなんですね。これはそもそもは今の改正点というのは、上乗せ分というのはまさにその防災拠点の目的を持った設備、それは防災拠点を重視、防災拠点ということが主ですよということで計画を立てられてきた。それにそれだけではもったいないから交流拠点機能も図るものと。しかし、第一義は、これは何回かのあれでもあるんですが、第一義的には防災拠点ということで取り組んでいる事業なんです。であるならば、当然こうしたことは地下式トイレとか今言ったようなことはその後の震災のいろんなマスコミ等々でも取り上げてこういうことがあるんだとかいうことで知識としては当然あった、あるはず、そういう中での取り組みだったと思うわけですが、その辺が及ばなかったということについては大変残念な気持ち。今後、こうした大きな事業というのは少なくなるから今後これを教訓にというふうにはならないかと思うんですが、その辺の動きについては町長いかがですか。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。ご指摘の点はもっともなことでございます。我々としてもですね、できるだけこの苦い、つらい経験を教訓を生かしたまちづくりなり施設整備ということで常々取り組んできているところでございます。ただ、残念ながらいつもお話し申し上げているとおり膨大な業務を抱えている中で、そこの細部について検討の過程で残念ながら失念した部分があったというようなこと。しかし、何とかこの発注時期は遅れましたけれども、その中で一定の気づきをここに取り入れさせてもらったということでございますので、今後につきましては極力当初の段階でこういう部分を見逃さないような、そういう対応に心がけてまいらなくちゃならないなというふうに考えるところでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。こういう話をするのは今が初めてではないんですが、やはりこの防災拠点施設の建設、なぜそもそも建築営繕なのかという疑問は常々訴えてきたところなんですが、そうはあってもその進め方の中で横の連絡といいますか、危機管理室、こういったのに関係する課との横のつながりがではどうだったのか。その辺がもっとしっかりしていればこういうことは、事態は起こらなかったのかなというそんな疑問も持つところであります。

いずれこれはもう進んでいく事業であるということですので、そういう捉え方もしますが、しかしやはりここでも出てくるのはその前の段階での検討ですね。本部会議、それなりの組織構成の中で、こういった重要事案はしかも20億円を超す事業ですからね、これね。そういう態勢で臨むべきだと、これまでそうした形で臨んでこなかったことがこういう事態を起こしているということを訴えて終わります。

議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部均君)これで質疑を終わります。

議 長(阿部 均君) 討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第91号平成28年度(債務)(仮称)山下地区地域交流センター外構工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第7. 議案第92号、日程第8. 議案第93号、日程第9. 議案第94 号、日程第10. 議案第95号の4件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。議案の説明に当たりまして第4回定例会議案第9 2号から議案第95号関係図面、A3の図面をご覧ください。

> これから説明する各議案の説明内容を一覧表にしております。ございますでしょうか。 記載内容が上の表が各議案の工事名と搬出元、これが赤になっております。赤の土量、 あと緑が搬出先の箇所になっております。これは右の地図の色とリンクをしております。 搬入土量が搬出先の土量となります。あと、右のこの旗揚げをしている箇所が工事の箇 所になります。あと、下の表につきましては各議案の工事名、落札業者等一覧表にして おりますので、議案の説明とご参照いただきたいと思います。

> それでは、議案第92号平成28年度 再生資材運搬工事(その1)請負契約の締結 について説明申し上げます。

> 議案の概要につきましては、第4回定例会配布資料ナンバー13でご説明いたします のでご覧ください。

> 本案件は再生資材運搬工事(その1)請負契約を締結するに当たり地方自治法の規定 により議会の議決を要するので、提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、平成28年度 再生資材運搬工事(その1)です。
- 2、契約の方法は、条件付一般競争入札で、参加業者数は8者でした。
- 3、契約金額は、一金6,562万9,440円、消費税を含みます。落札率は83. 1パーセントです。
 - 4、契約の相手方は、町内の株式会社横山産業です。
 - 5、工事の場所は山元町新浜地内ほかです。
- 6、工事の概要は、土砂運搬工2万4,800立米、整地工2万4,800立米を行う工事となっております。
 - 7、工期は、契約日の翌日から平成29年3月14日までとなっております。

以上で、議案92号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第93号平成28年度 再生資材運搬工事(その2)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第4回定例会配布資料ナンバー14でご説明いたします のでご覧ください。

本案件は、再生資材運搬工事(その2)請負契約を締結するに当たり地方自治法の規 定により議会の議決を要するので、提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、平成28年度 再生資材運搬工事(その2)です。
- 2、契約の方法は、条件付一般競争入札で、参加業者数は7者でした。
- 3、契約金額は、一金7, 315万8, 120円、消費税を含みます。落札率は83 パーセントでした。
 - 4、契約の相手方は町内に支店を置く荒木建設工業株式会社です。
 - 5、工事の場所は山元町新浜地内ほかです。
- 6、工事の概要は、土砂運搬工2万6,700立米、整地工2万6,700立米、構造物撤去工173立米、防じんネットフェンス60メーターを行う工事となっております。
 - 7、工期は、契約日の翌日から平成29年3月14日までとなります。

以上で議案93号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第94号平成28年度 再生資材運搬工事(その3)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料ナンバー15でご説明しますのでご覧ください。 本案件は、再生資材運搬工事(その3)請負契約を締結するに当たり地方自治法の規 定により議会の議決を要するので、提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、平成28年度 再生資材運搬工事(その3)です。
- 2、契約の方法は、条件付競争入札で、参加業者数は7者でした。
- 3、契約金額は、一金6,535万8,360円、消費税を含みます。落札率は83パーセントでした。
 - 4、契約の相手方は、町内の株式会社ヤマムラです。
 - 5、工事の場所は、山元町新浜地内ほかです。
- 6、工事の概要は、土砂運搬工2万2,700立米、整地工2万2,700立米を行う工事となっております。
 - 7、工期は、契約日の翌日から平成29年3月14日までとなります。

以上で議案第94号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第95号平成28年度 再生資材運搬工事(その4)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、ナンバー16でご説明いたします。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、平成28年度 再生資材運搬工事(その4)です。
- 2、契約の方法は、条件付競争入札で、参加業者数は6者でした。
- 3、契約金額は、一金7,738万2,000円、消費税を含みます。落札率は81.
- 91パーセントでした。
 - 4、契約の相手方は、亘理町の株式会社岩佐組です。

- 5、工事の場所は山元町新浜地内ほかです。
- 6、工事の概要は、土砂運搬工2万8,800立米、整地工2万8,800立米、防 じんネットフェンス60メーターを行う工事となっております。
 - 7、工期は、契約日の翌日から平成29年3月14日までとなります。
 - 以上で議案第95号の説明とさせていただきます。

また、議案第92号から95号の落札率が81パーセントから83パーセント台になっていることについては、当該工事は土砂運搬、整地工事であり、通常の道路河川工事より資材、機材、労務者数が少なくて済むことや品質管理項目が少ないことから価格競争が働いたものと考えられます。

以上で、議案第92号から案第95号の説明とさせていただきます。よろしくご審議 の上ご可決賜りますようよろしくお願いします。

- 議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。質疑を行うわけでございますが、一括議題であり、議 案第何号をお示しの上、質疑をお願いいたします。—— 質疑はありませんか。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。1点だけお伺いします。92号から95号までの土砂運搬の距離数はどれぐらいあるんですか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。最大で、設計ですと何キロという幅があるんですけれども、約3.5キロが最長となります。以上です。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。わかりました。
- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。同じような質問で、全体についてですね、契約の方法について。 その条件付となってますが、その条件の中身について確認します。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。今回、全部同じ条件でございますけれども、一般 競争入札の条件につきましては2項目ございます。まず1つ目につきましては、県内に 本店または支店を有する業者であること。もう一つがですね、経営審査事項で土木一式 工事において総合評価値が700点以上というこの2つの条件を付しております。以上 です。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。この2点目の700点に町内業者で700点以上を持っている 企業というのは何社か。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。700点以上、9社でございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。今、課長がおっしゃっておられました、この品質管理もかなり低い、業者の運搬と整地ということ。そういう意味では素人でもわかるんですが、運ぶと。取って運ぶだけの仕事、移すってね。そうすると700点まで必要なのかどうかということを確認します。条件付ける必要があるかどうか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。この700点と申しますのは、この金額、設計額で県の基準でいきますとAランクという金額になります。このAランクというのが700点以上という県の決め事がございますので、それに倣って700点という条件を付させていただいております。以上です。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。こういうときこそ工夫をするといいますかね、町内企業の育成 といいますか、ようやく町内の業者が手にするというか仕事のできるのが出てきたとき にそれがそういう評価、点数をつけられるとなかなか手を出したくても手を出せないと、

- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。その業者数、700点ということにつきましては その辺いろいろ検討は、実際はしました。しかしその搬出期限、今現在置いて、借りて、 土を置いている箇所がですね、民地あと防潮林の土地の返す期間ということもございましたので、その返す期間のことも考えまして業者数いっぱいいればいいということじゃなくて、その期間まで返せる期間を考えまして、この工区本数割をしてございます。で すので、議員ご指摘のとおり土を運ぶだけですので、もっとできるんじゃないかという こともいろいろ検討はしてまいりましたけれども、結果的にその期間、ボリューム、ま ああとこの7本でもいろいろな道路、ふくそうしてきますので、そこを検討しまして結果的に7本ということで発注してございます。以上です。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。仕事ができるできないというのは、そっちの提起のされ方によって、業者はこの期間でとか今そういう心配、不安、懸念で言ったかと思うんですけれども、それは業者のほうで考えればいい話で、俺だったらこのくらいの期間だったらばこのくらいの値段でやることができるというのが、多分にそういう条件を狭めなければそういうのに手を挙げる業者はいっぱいいたかと思うんです。とりわけ今どんどんどんどんせ事が少なくなっていますからね。やっぱりその辺の工夫をね、せっかくこういう全部で4億ですか、というふだん考えられない、地元にとっては考えられないような仕事がせっかく生まれたのに、その辺がちょっと町内に還元、結果的には町内企業に何社か取ったわけですが、その辺の工夫をもっと。これまたこういう事業ももうほとんどなくなるかとは思うんですが、しかし今後あるとすればその辺のことを十分検討しながらの取り組みを進めるべきだと思うんですが、その辺について町長いかがでしょうか。
- 議 長 (阿部 均君) 副町長でいいですか。
 - 9番(遠藤龍之君)町長に聞いたんです。考え方ですよ、町の。何で議長、きのうもそういうことあったんですが、議長きちんと指摘してくださいよ。議長がここの一番のあれですからね。
- 議 長 (阿部 均君) 町長に対する質疑でありますので、お願いいたします。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。指名委員会で副町長以下ですね、関係課長で構成する中でしっかりといろいろな議論を踏まえながらやっていただいているものと思っておりますので、 必要であれば副町長から補足説明をさせていただきます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。最終決裁者はいずれにしても町長ですから、町長の町の考え方、 町長の方針が明確であれば、そういうのが伝わっていってそういう進められ方になると

いうことから、町長に最初に確認したんです。でも町長には何かそういうのは考えがないというようなことがわかった。非常に地元企業のあれとしては残念な思いがあるということをお伝えして終わります。(「はい、議長」の声あり) 求めません。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。遠藤議員さんはいつもそういうふうに一方的な終わり方をされますけれども、非常に心外でございます。(「だって、ちゃんとした答えをしないわけでしょう」の声あり) 常々申し上げているのは地産地消、これは全ての面において、(「何、何」の声あり) 地産地消、よろしいですか、地産地消の精神、この精神を大事にしているんな分野で我々苦労しながらやっているというようなことでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。そういう考えが結果に表れていないから、そのときどきで確認 をしているということであります。以上です。
- 議 長 (阿部 均君) 答弁はよろしいんですね。(「はい」の声あり) ほかに質疑はありませんか。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。今単刀直入にお伺いいたします。今結論としては、庁内で単純作業であり品質管理が項目が少ないと。しかし、町内では9者資格があるという話をされていましたよね。ほとんどこれずっと見てきますと、7者か8者はノミネートされているんですよね。最終的には価格が単純に追いつかなかったということなのかどうか、その辺をお伺いします。価格の競争力がなかったから落ちたのかどうかということです。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。実際、議員ご指摘のとおり価格の競争でということになると思われます。以上です。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。今さっきからもめているようにノミネートする努力はいっぱい したけれども、価格で最終的には落ちたんだと、明快にそういうふうに言われればよろ しいんじゃないのかなと思いました。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。価格での競争ということで落札業者が決定しているということでございます。以上です。
- 議長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。このストックヤードに置いた土砂ですね、これは民有地を借りていて時期が来たから、返却の時期が来たから移動するんだという前提のお話があったと思うんですが、今度新たに搬入した先は、これはずっと永久に置くのか、あるいは期限があるのか、その辺の状況について回答をいただきたいと思います。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。ここの搬出先の緑の箇所につきましては、町の土地計画をしました牛橋につきましては、牛橋のレクリエーションゾーンということになっております。あと、中浜、磯につきましては防潮林ゾーンということになっていまして、中浜、磯につきましてはこの土を利用いたしまして防潮林の基礎ということに使いたいと思っておりますので、このまま中浜、磯に置く予定でございます。

牛橋につきましては、レクリエーションゾーンという位置づけになっておりまして、 ここにならしまして今後の土地活用の基盤材として流用したいと検討しております。以 上です。(「動かさないということだね」の声あり)はい。(「搬入後動かすかどうかとい うことでしょう」の声あり)はい。

1番(岩佐哲也君)はい、議長。私の質問はあくまでも仮置きでなくて使うのか、あるいはそこにおいて再度動かすのかという質問でございます。これは動かさないという確認でよろしいんですね。はい。そうしますと今お話いただきましたが、有効に利活用するということですね。

- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。はい、この流用土を利活用する考えで、ここに移動することで考えております。以上です。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。前にこのストックヤードの土を動かす際に2回ほど申し上げた ことあるんですが、検討いただいたかどうかお尋ねしたいんですが、これは笠野地区の 安全安心をさらに高めるための県道ではなくて町道でもあるいは水路の脇でもいいから 土盛りに使ってはどうかという提案を2回ほどさせていただきましたが、それらは検討 していただいたのかどうかお尋ねします。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。現在この仮置き土につきましては、基本的に盛り 土材、要は道路の路体とかですね、堤防材に持っていくためには固化処理が必要な、固 化処理というのは固めなきゃないと、実際につきましては、この土につきましては弱い、 軟弱な材料となっておりますので、基本的には基盤材として使いたいと考えております。 以上です。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。軟らかいとは言いながら福岡の例でもありますとおり、中にコンクリートの素材を入れれば固まるといういろんな使い方も工法もあろうかと思いますが、専門的なことは私わかりませんが、そういうことも検討すべきではなかったかなというふうに思いますが、それはそれとして次の質問に入りますが、92号、これは新浜から中浜から牛橋へ持っていくということですね。ちょっと議案は違うんですが、98号は逆に中浜から、牛橋から中浜へ持っていくといういわゆる両方土、土の内容は違うんでしょうけれども……(「98号はまだ」の声あり)いや、そうではなくて参考までにまず。逆に新浜、後藤渕、中浜から牛橋へ持っていく、その逆のケースも出てくるんですね、後からね。なぜそういうわざわざ遠い所へ持っていくのか。そういうことが検討できなかったのかどうかというお尋ねです。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。実際この土におきましては、さまざまな事業、震 災瓦れき等もありますけれども、他の事業から出たものもございます。それで、基本的 に中浜、磯に関しましては防潮林ということでコンクリートがら等は入れないような、 今後植栽しても適している土ということを考えております。

それで、実際この土の種類に応じまして防潮林の基礎材になり得るところ、牛橋のレクリエーションゾーンの基礎材となるところ、そこの現状の土の土質を考えまして、搬出先を決めておりますので、一番牛橋の赤から緑、やや近いところということもございますけれども、実際のこの移動搬出搬入計画としては既存のある土質に応じた場所に運ぶような計画で実施しております。以上です。

- 1番(岩佐哲也君)はい、議長。この土質が大幅にといいますか極端に違うと、使い方によって違うので後退したような感じになりますが、3.5キロですか、先ほど話ありました、移動したんだと、いうことですね。そういうことであれば了解しました。終わります。
- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 (阿部 均君) これから議案第92号平成28年度 再生資材運搬工事 (その1) 請負契約 の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) これから議案第93号28年度 再生資材運搬工事 (その2) 請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) これから議案第94号28年度 再生資材運搬工事 (その3) 請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君) これから議案第95号28年度 再生資材運搬工事(その4) 請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することのご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。再開は1時20分といたします。

午後 0 時 0 0 分 休 憩

午後1時20分 再 開

- 議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長(阿部 均君)日程第11.議案第96号、日程第12.議案第97号、日程第13.議案 第98号の3件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長よりこの議案審議に入る前に先ほど一括議題の中で訂正したい部分があるという申し出がありますので、許可をいたしております。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。先ほど答弁の中で運搬距離、土砂の運搬距離を3.

5キロメーターと答弁いたしましたが、5.3キロメーターの間違いでしたので訂正お願いします。大変失礼しました。

それでは、議案第96号平成28年度 防災緑地整備工事(その1)請負契約の締結 についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料ナンバー17でご説明いたしますのでご覧ください。

本案件は、防災緑地整備(その1)請負契約を締結するに当たり地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、平成28年度 防災緑地整備工事(その1)です。
- 2、契約の方法は、条件付一般競争入札で、参加業者数は6者でした。
- 3、契約の金額は一金5,493万7,440円、消費税を含みます。落札率は81. 9パーセントでした。
 - 4、契約の相手方は、町内の株式会社横山産業です。
 - 5、工事の場所は、山元町笠野地内ほかです。
- 6、工事の概要は土砂運搬工2万700立米、整地工2万700立米を行う工事となっております。
 - 7、工期は、契約の日の翌日から平成29年3月14日までとなります。

以上で議案第96号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第97号平成28年度 防災緑地整備工事(その2)請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料ナンバー18でご説明いたしますのでご覧ください。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、平成28年度 防災緑地整備工事(その2)です。
- 2、契約の方法は、条件付一般競争入札で、参加業者数は6者でした。
- 3、契約の金額は、一金5,745万6,000円、消費税を含みます。落札率は8 1.64パーセントです。
 - 4、契約の相手方は、町内の有限会社渋谷組です。
 - 5、工事の場所は、山元町笠野地内ほかです。
- 6、工事の概要は、土砂運搬工2万2,700立米、整地工2万2,700立米を行う工事となっております。
 - 7、工期は、契約の日の翌日から平成29年3月14日までとなります。

以上で議案第97号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第98号平成28年度 防災緑地整備工事(その3)請負契約の締結について説明申し上げます。

概要につきましては、配布資料ナンバー19でご説明いたします。

主な項目と内容を説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、平成28年度 防災緑地整備工事(その3)です。
- 2、契約の方法は、条件付一般競争入札で、参加業者数は8者でした。
- 3、契約の金額は、一金6,888万9,960円、消費税を含みます。落札率は8 1パーセントでした。
 - 4、契約の相手方は、亘理町の株式会社阿部工務店です。
 - 5、工事の場所は、山元町花釜地内ほかです。
- 6、工事の概要は、土砂運搬工2万1,900立米、整地工2万1,900立米を行う工事となっております。
- 7、工期ですが、契約日の翌日から平成29年3月14日までとなっております。 以上で議案第98号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。
- 議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 1番岩佐哲也君の質疑を許します。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。96、97、98号議案ですが、98号議案の平米単価、平米といいますか立方単価ですか、重量単価。これを単純に計算しますとこの96、97よりも極端に98号の一番下のその3、これが高いんですが、これはなぜこんなにほかと比べて高いんでしょうか。ほかと比べて2割以上高いんですね。はい、1点目は。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。96号と97号につきましては、運搬距離が4. 3キロメーターとなっておりまして、98号のその3工事については運搬距離が7.6 キロメートルになっていることから立米当たりの単価が高くなっております。大変失礼 しました、7.6キロメートルです、はい。
 - 1番 (岩佐哲也君)はい、議長。多分距離のこともあろうということで、先ほどたまたま92号でもお尋ねしたわけですが、これは2,646円、立方単価ですね。これが98号が3,145円、立方単価。距離を計算してもこの搬入土量の量から見ても2万1,900、92号が2万4,800ということ、これ113.8パーセントの違いがあるわけですけれども、この差を見てもですね、ちょっとそんなに極端には同じ距離を見て、92号、98号と見ても重量の違いだけだろうと思うのですが、重量の比較をしても運搬土量が違いますからそんなにそう金額は変わらない。私の計算からいくと本来ですと1,000万くらい、この98万からすると1,000万くらいはもうちょっと安くなるんではないかという計算になるんですが、その辺はどうなのか、その根拠を説明お願いしたいと思います。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。運搬距離に関しましては、例えば運搬距離が半分になれば単価が半分になるというわけでございませんので、そこのところで立米当たりの単価が変わるということでもなくなってます。

あとですね、92号から今回の98号までの中で土量の運搬のほかに土量、土を運ぶ 仮設道路の建設とかですね、そこに使う敷鉄板並びに防風、仮設として砂の飛散防止等 の仮設等も入っております。ですので、単純にそのボリューム当たりの単価での比較で は高いところと安いところが出ております。ここに関しては仮設工の中身もございます ので、単価が単純な立米当たりの単価ではなくなってございます。以上でございます。

- 1番(岩佐哲也君)はい、議長。そうしますと、98号の牛橋から中浜、中浜に運んだ中浜の置く場所が特殊な工事が入ってたということになるんでしょうか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。特殊という中ではなくて、土を置くための場所に よっては道路の運搬路、仮設道路の長さが違ったりしているということで、ここは相違 がございます。以上です。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。これはその1、その2、その3は同じ中浜書いてますけれども、 それぞれ違うということになるんですか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。基本的にその1、その2、その3に関しましては、その1につきましては、その2は4.3キロメートルの運搬と、その3は7.6キロメートルでございますけれども、この中で先ほど言いました仮設工と一部防潮林に下水道の処理施設の部分も一部入っているところもありまして、それを取り壊しというところが入っておりますので単価が変わっているというところでございまして、特殊的と言えばその既存の施設の取り壊し等が入っている箇所については単価、総価ともに高くなってございます。以上です。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。この資料を見ますと、落札率が96から98号まで81パーセント、81.9、81.64、81.ゼロ、ゼロ。98号はいずれも81パーセントということは、この落札率から見るとほぼ同じなわけですけれども、逆にいうと見積もり単価が98号だけ高かったということになるわけですけれども、数量のほとんど、2万から2万2,000、2万1,900とかってほとんど数量が変わらないのに、これだけ見積当初の予定価格が高かったと、予想よりも1,000万以上高かったということは、その内訳からすると特殊な部分というのはどういう部分でどれくらい高かったのかというのは大体おわかりなんでしょうか。説明できるんでしょうか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。済みません、現在その詳しいところの資料の手持ちがございませんので、詳しい単価の比較については現在ちょっとわかりません。以上です。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。参考までに申し上げますと、ほかのほうが立米当たり2,53 1円から2,600円、この部分だけ3,145円と、極端に違うということなので質 問させていただいたわけですが、もともとその辺はもうちょっと明確にしておくべきで はないかと、明確に説明できるような状態にしておいていただきたい。そういうことで 今後のこともありますので、申し上げておきたいと思います。私の質問は終わります。
- 議 長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。今課長から説明ありましたけれども、2点ばりちょっとお伺い します。
 - 1点目は、固化剤はこの96、97、98でどれくらいの平米で使うのか、立米で。 その辺をちょっとお伺いします。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。今回この防潮林に持っていくときの固化処理は現在計上しておりません。生で使う予定でございます。以上です。
- 12番(青田和夫君)はい、議長。わかりました。それと今96、97、98の部分で応札がありましたけれども、これの数字をちょっとずっと教えていただけますか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。全者の応札金額。大変失礼ですけれども、全者の 今現在応札者の金額を今手持ちにございませんので、契約者数しか今、この記載のとお

りしか持っていませんので、大変申しわけございません。

12番(青田和夫君)はい、議長。後で聞きに行きますからいいです。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。はい、よろしくお願い、大変失礼いたしました。

議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) これで質疑を終わります。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 計論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第96号平成28年度 防災緑地整備工事 (その1) 請負契約 の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) これから議案第97号平成28年度 防災緑地整備工事 (その2) 請負契約 の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) これから議案第98号平成28年度 防災緑地整備工事 (その3) 請負契約 の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第14. 議案第99号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。議案第99号平成27年度 公園請2号 山元町(花 釜地区)防災公園整備工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。

> なお、議案の概要につきましては、別紙配布資料ナンバー20にてご説明いたします のでご覧願います。

初めに提案理由でございますが、山元町(花釜地区)防災公園整備工事請負契約について記載のとおり一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的については、平成27年度 公園請2号 山元町(花釜地区)防災公園整備工事の請負契約の変更でございます。

契約金額につきましては、原契約額1億7,490万3,600円から契約額を1億9,013万7,000円に変更するもので、その結果1,523万3,400円の増額となり、これらは全て消費税を含むもので、8.71パーセントの増となります。

契約の相手方は、株式会社横山産業でございます。

工事の場所は、山元町山寺字浜地内で、次ページ右下位置図にお示しするとおりでご ざいます。

次に、工事の概要でございますが、こちらは主な変更分の内容についてご説明申し上 げます。

次ページ資料計画平面図をご覧願います。

本工事は、こちらの図にお示しするとおり避難築山を中心とした公園の造成及び整備を行っておりますが、その中の築山及び公園の造成に利用する流用土について施工調整の結果、運搬距離を減少し、一方築山の施工に当たり流用土の一部を使用することになりましたが、必要な強度を確保するために土質改良することから増工ということになったものでございます。

議案の概要にお戻り願います。

その結果、流用土運搬については、当初運搬土量2万100立米、運搬距離4.ゼロキロメートル以下だったものが運搬土量1万9,830立米、運搬距離1.5キロメートル以下に減少し、一方土質改良、こちらセメント系固化使用をするものでございますが、については当初考慮していなかったものが1万3,500立米に増工するものでございます。

工期については、平成27年12月15日から平成28年12月20日までとなって おります。

続いて変更理由ですが、(1) 流用土の運搬距離の変更に伴う減額については、工事発注時点では町内仮置き土を流用土して避難築山及び公園の造成に利用するものとし、流用土の積み込みと運搬を計上しておりましたが、同時期に施工が進められておりました新市街地整備との事業調整により直接発生土の受け入れが可能となったことから、流用土運搬距離の変更を行い減額するものであります。

続いて(2)土質改良に伴う増額については、避難築山の施工に当たり使用材料、流用土の土質試験の結果、必要な強度を得られなかったことから、セメント系固化剤による土質改良を増工するものでございます。その結果、流用土の運搬距離の変更に伴い1,734万1,600円の減額、土質改良の増工に伴い3,257万5,000円の増額、その結果合計1,523万3,400円の増額となるものでございます。

議決経緯につきましては、平成27年第4回山元町議会定例会の議案第83号でご可 決いただいたものでございます。

以上、議案第99号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜り

- 議 長 (阿部 均君) これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。 9番遠藤龍之君の質疑を許します。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。しょっちゅう変更変更ってもう、この変更契約という言葉を聞くというのはどうあれ、使用材料の土質試験の結果必要な強度が得られなかったということを堂々と言っているわけですが、これは当初の試験結果はどうだったんですか。活用決定時ですね。
- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。当初は仮置きしていた土を活用するという形を考えておりまして、そちらの土につきましては試験結果がありまして、コーン指数という地盤の強度、土質の強度なんですけれども、そちらは確保されていたという調査結果がございましたので、そちらを活用する予定だったので当初は計上してございませんでした。ただ、宮城病院の発生土、こちらのほうを活用するということに当たりまして、必要強度がなかったこと及びこちらの当初の試験結果では地盤強度というか土質強度が出ていたのですが、再度そちらの仮置き土の再調査をした際に地盤強度、こちらのほうの土質強度が下がっていた。要は中のほうですね、表面のほうと中のほうで土質の強度、こちらは含水比によって変わってくるものですから、そちらのほうが強度が確保されていなかったということで、実際利用するほうの土もですね、強度が確保されていなかったということが判明したものですから、発生土を直接持っていくことによって仮置きしているものを再度運ぶより効率的だということから、変更させていただいた経緯がございますので、ご理解いただければと思います。以上です。(「はい」の声あり)

議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第99号平成27年度 公園請2号 山元町(花釜地区)防災 公園整備工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第15.議案第100号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。議案第100号平成27年度 公園請3号 山元町 (笠野地区)防災公園整備工事請負契約の変更について、ご説明申し上げます。 なお、議案の概要につきましては、別紙配布資料ナンバー21にてご説明いたします のでご覧願います。

初めに、提案理由でございますが、山元町(笠野地区)防災公園整備工事請負契約について記載のとおり一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

契約の目的については、平成27年度 公園請3号 山元町(笠野地区)防災公園整備工事の請負契約の変更でございます。

契約金額については、原契約額1億6,199万7,600円から契約額を1億7,792万7,600円に変更するもので、その結果1,593万円の増額となり、これらは全て消費税を含むものでございますが、9.8パーセントの増となります。

契約の相手方は、有限会社安田工務店でございます。

工事の場所は、山元町高瀬字笠野地内で、次ページ右下位置図にお示しするとおりで ございます。

次に、工事の概要でございますが、こちらは主な変更分の内容についてご説明申し上 げます。

次ページ資料、計画平面図をご覧願います。

本工事は、こちらの図にお示しするとおり避難築山を中心とした公園の造成、整備を行っておりますが、その中の築山及び公園の造成に利用する流用土について施工調整の結果、運搬距離を減少し、一方築山の施工に当たり流用土の一部に必要な強度を確保するための土質改良を行うものでございます。

議案の概要にお戻り願います。

その結果、運搬土量については、当初運搬土量1万4,800立米、運搬距離3.ゼロキロメートル以下を運搬土量1万7,900立米、運搬距離1.ゼロキロメートル以下に減工し、一方土質改良、セメント系固化剤使用につきましては当初考慮していなかったものを1万1,800立米に増工するものでございます。

工期については、平成27年12月15日から平成28年12月20日までとなっております。

続いて変更理由でございますが、流用土の運搬距離変更に伴う減額については、工事発注時点で町内仮置き土を流用土として避難築山及び公園造成に利用するものとし、流用土の積み込みと運搬を計上しておりましたが、同時期に施工が進められていた新市街地整備工事との事業調整により直接運搬土の受け入れが可能となったことから、流用土運搬距離の変更を行い減工するものでございます。

(2) 土質改良に伴う増額については、避難築山などの施工に当たり使用材料、流用 土の土質試験の結果、必要な強度を得られなかったことからセメント系固化剤による土 質改良を増工するものでございます。

その結果、(1)流用土の運搬距離の変更に伴い1,365万6,000円の減額、(2) 土質改良の増工に伴い2,958万6,000円の増額となり、合計1,593万の増 額となるものでございます。

議決経緯につきましては、平成27年第4回山元町議会定例会の議案第84号でご可 決いただいたものでございます。 以上、議案第100号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜 りますようお願いします。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第100号平成27年度 公園請3号 山元町(笠野地区) 防 災公園整備工事請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第16.議案第101号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。議案第101号土地の取得についてご説明申し上 げます。

> 議案の概要につきましては、別紙配布資料ナンバー22によりご説明いたしますので ご覧ください。

> 本案件は、町道予定路線頭無・西牛橋線道路整備事業に係る用地取得に当たり、地方 自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に より議会の議決を要するので提案するものです。

主な事項と内容を説明させていただきます。

- 1、取得の目的は、町道予定路線頭無・西牛橋線道路整備事業の用地として取得する ものです。
 - 2、所在地は、山元町高瀬字西北谷地11番4ほか33筆です。
 - 3、取得面積は、6万2,823.66平米です。
 - 4、取得金額は、4億4,129万8,638円です。
 - 5、契約の相手方は東日本旅客鉄道株式会社です。
 - 2ページ目の土地評価区分図をご覧ください。

本件用地取得に当たっては、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、不動産鑑定業者に不動産鑑定を求めて土地単価を算出しております。土地単価の算出方法は、損失補償基準に基づき地域的特性に着目し、3つの宅地と1つの田畑で4つの地域に区分しております。さらには、地域区分の中で最も標準的な1区画を選定し、標準値として土地の評価を行う際に不動産鑑定評価を実施し、区画内の土地の単価を算出しておりま

す。

青と黄色の同じ宅地でも土地単価が違う理由としては、黄色の区分は農振用農地を初め住宅地以外の土地が多いことから雑種地や農地等の割合を考慮し、1平方メートル当たり3,800円と評価されています。

また、鉄道用地を宅地や田畑で評価しておりますが、機能回復を要しない鉄道用地の評価については、損失補償基準によりそれぞれの近隣地域における近傍類地の土地価格を基準とする旨を規定されていることから宅地や田畑で評価しております。

図の下の表は、地域区分ごとの筆数、単価、面積、金額となっております。

以上で議案第101号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。ここの件については、この土地を買って町道にするということ なんですが、何のためにここに道路をつくるんですか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。この頭無・牛橋線の道路整備事業につきましては、 JR常磐線の内陸の後の全跡地を有効活用しまして道路整備をし、町内の賑わいや創出 のある道路として現在計画しております。以上です。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。町内の賑わいってここ人住んでだめなところなんでしょう。そこを整備するんですか。4億も金かけて。そして、さらにこれは取得費だから4億だから整備するためにはさらに金がかかるかと思うんですが、今現在ここに住んでいる方何人いるんですか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。大変申しわけないです、今ここに詳しい人数とい うのは現在私把握してございません。以上です。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。あのね、そういう話を聞くと全くもって目的が見えなくなるんですね。あとさらにこの道路を整備するとなると相当な整備費、相当な金がかかるとなると、そうするとこれに合わせた計画ってあるんですか。まちづくり、地域づくりというか。この道路を整備することによってこの地域をこうすると。そして人を呼び込んで、そして山元町をもっと人口をふやすとかね、そういった計画にのっとった、あるいは合わせた計画になっているのかどうかお伺いいたします。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。この道路につきましては、全体の復興計画の中でということよりもですね、この道路の特殊的なところ、特徴的なところですけれども、 JRの跡地を利用するということで現在のJRの跡地がですね、細いところから幅が狭いところから広いところまであります。こういう広いところの用地を活用しまして歩道をつくるわけでございますけれども、この中でウオーキングコースやサイクリングコースということも現在利用価値があるのではないかということを検討しております。

また、旧JR山下駅の跡地につきましても、当該事業で慰霊碑にあわせた簡易パーキング場も当該事業で計画しておりまして、慰霊碑にあわせた駐車場と公園、大変失礼しました、駐車場の簡易パーキングの整備もあわせておりますので、この簡易パーキングを1つの拠点といたしましたウオーキングコースやサイクリングコースの使われ方も現在検討している状況でございます。以上でございます。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。この件に関してももっとこうした地元線だからもっとこう何といいますか町全体の中で、4億使っても多分10億以上かかる事業になるのかなって勝手に憶測するわけですが、そしてこれに要するこの財源というのは復興の中からの財源ということで受けとめてよろしいのかどうか確認しておきます。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。当該事業につきましては、社総交の復興枠という ことで計画されておりますので、ご紹介いたしますと全体の60パーセントが交付金、 38パーセントが特交措置になります。あと2パーセントが一財というような事業メニューになっております。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。この件についてもですね、本当は承認ということではなかなかあれなんですが、近い将来といいますかね、全体のまちづくり、それから今最もここでこの間も言われておりますこの危険地帯、人が住めない地帯にまだなってるんですね。の中でそういったものも絡めながらこの事業を進めるべきだというふうに思うわけですが、人が住めないところに立派な道路をつくってウオーキングとかワーキングとか、まあそれはそれで必要な事業かと思いますが、この辺の考え方についていかがでしょうか、町長。
- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。議員のほうから住めないというふうなお話頂戴しておりますけれども、誤解のないようにひとつお願いをしたいのはですね、3種区域については何ら 5 0 センチ程度の盛り土と、2種区域ですね、だから住めないというふうな断定したような言い方はですね、町民の方々にも誤解を招くことにもなりかねませんので、そこひとつご理解の上ですね、問題提起をしていただければありがたいなと思います。1つはですね。

いずれにしましても、議員のご指摘のような活性化なり賑わいに資するべくですね、せっかくの旧JR用地でございますので、国のご支援もいただきながら地元負担の少ない形でこの一帯の地域活性化振興にですね、資するべくいろいろとこの道路だけじゃなくて付随した機能、先ほど担当課長からもご説明申し上げたようなですね、工夫を極力取り入れながら、この海から丘への東西の避難路とこの旧常磐線の跡地を使った南北のルート、これをうまく活用したレジャーなりレクリエーションなり憩いの場なりをですね、そういった機能が発揮できるような引き続き工夫を凝らしながら取り組むことによってですね、できるだけ効果の上がる方向性を見出していきたいなというふうに考えているところでございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。住めない、断定的に、実際住んでます。しかしながら、住めるような住みやすいような状況づくりが今進んでいるかと、いまだにここは3種区域ですよ。3種区域というのは制限されているんですよ、住むことに。人がそこに住みたくても、あといろいろ現実的にはそこに行って住みたいけれどもという気持ちがあっても、土地を買って住みたいというような気持ちがあっても3種区域に指定されている以上なかなかそこにとどまることができない、定着することができないというような地域なんですよ、いかんせん。そしてということは、もう外から見れば表面的な部分で見ればやっぱり住めない区域、危険区域ということが厳然と示されているわけですから。そういう地域なんですよ。ですから私はそういう表現を使ったわけなんです。しかしいずれ解かれる、そしてこの道路が有効に使える、そういうふうなことになるんだろうということで私は前向きな話をしているんですが、ですからそれを明確にこの道路をつくること

によってこの地域はさらに住みやすい地域にするんだというような計画の中でこういう 道路の整備を考えているんだろうと。そういうふうなことを明言していただければなる ほどそういうことであればこの道路もうんと重要になってくるんだなと。そして今ウオ ーキングとかどうあるって、歩くためにもここに人が住んでいないと歩けない、山のほ うから出てきてここさ来てという人ももちろんあるかもしれないし、山さは歩くところ はいっぱいあるんだからとかね、それは人の勝手だから山からおりてきて歩く人もいる かもわかんないし、それはそうとしてあればそういうの十分に有効活用というかね、そ ういう利用のされ方もあるかと思いますが、そういうことを含めて先ほど言ったんです。

これを頭から否定するという意味で言っているつもりはさらさらないんですが、しかしそういう金を使って整備をするという以上は、利用されるような対策もあわせて取り組んでいかなければ、これは立派な結果ですね、そしてそういう条件がつけば立派なものをつくっても利用活用できなければ何の意味にもならないということからの発言です。ですから私は発言撤回しませんけども、この住めないという部分についてはですね、ですがそういう方向で取り組むべきだということを指摘して終わります。

議長(阿部 均君)ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから議案第101号土地の取得についてを採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第101号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第17.議案第102号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。議案第102号町道の路線認定についてご説明申 し上げます。

本案件は、新たに町道認定するに当たり道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

路線認定について説明させていただきます。

路線名は、町道31号頭無・西牛橋線です。

起点は、山寺字高地137の1です。終点は山寺字西牛橋35の73です。路線延長は3,500メーターです。標準幅員は9.5メーターでございます。

配布資料ナンバー23をお開きください。

路線の位置については、高瀬川排水路に係る月見橋付近から亘理町境までで、JR常

磐線跡地を活用した道路整備事業を実施することから当該路線の認定を行うものでございます。

以上で議案第102号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。 — 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから議案第102号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第102号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)日程第18.議案第103号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。議案第103号町道の路線変更についてご説明申 し上げます。

本案件は、路線の変更に当たり道路法の規定により議会の議決を要するので提案するものです。

変更となる2路線のうち1つ目の路線について、説明させていただきます。

路線名は、町道4164号浅生原笠野線です。

起点は浅生原字新館前43でございます。終点は変更前が山寺字高地135から変更後は山寺字頭無89の4でございます。延長は1733.69メートルから1,825. 14メーターに、91.45メートル増加いたします。標準幅員は10メーターでございます。

次に、2つ目の路線について説明させていただきます。

路線名は、町道28号上平・磯線でございます。

起点は、坂元字大森1の145でございます。終点は変更前が坂元字真加串33の1から変更後は坂元字浜2の1でございます。延長は1,861.91メートルから2,624.14メーターに、762.23メートル増加いたします。標準幅員は、11.5メートルでございます

別紙配布資料24をご覧ください。

こちらは、庁内の路線箇所図となっております。それぞれの路線について変更前を点線で、変更後を実践であらわしております。拡大図については、次ページをご覧くださ

い。浅生原笠野線について町道5号花釜笠野線との交差部が終点でございましたが、2線定としての新たに区画されている県道相馬・亘理線との交差部へ終点を変更しております。上平・磯線については、前JR常磐線を超えて県道相馬・亘理線と交わる箇所が終点でございましたが、磯浜漁港内における乗り越え道路の発端へ終点を変更しております。

次ページをお開きください。

終点の形状については、それぞれご覧のとおりとなっております。

以上で、議案第103号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。先ほどの検討、今回の路線変更に伴う延長、これで相当な町道が認定されるということなんですが、そのことによってのこの地方交付税の算定というのはどのくらい伸びるのか確認したい。いいことということで確認したい。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。普通交付税の算定上の道路橋梁費の基礎数値として算定されるということで、道路橋梁費につきましては、町道につきましては延長とそれから面積が測定単位となっておりまして、それに対して補正係数それから単位費用を掛けた数値、そちらが基準財政需要額のほうに反映されるということになります。

今回あらあらの試算というかそういったことにはなりますが、今回の町道認定によりまして、約でございますが1億8,000万円程度が基準財政需要額のほうに算入されるということになります。まあ、あらあらの試算ということでご理解いただければと思います。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。こういう増額となった額を有効に使うべきだということを指摘 して終わります。
- 議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 計論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから議案第103号町道の路線変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第103号は原案のとおり可決されました。

議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後2時20分 再 開

議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(阿部 均君)日程第19.議案第104号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。済みません、議案第104号についてご説明する前に、

先ほどの私の答弁、普通交付税のほうにどの程度反映するのかということでご説明させていただきましたが、先ほど私ご説明申し上げた内容が、28年度の普通交付税の算定におきます道路橋梁費の全体の額でございまして、今回の町道認定によってどの程度基準財政需要額がふえるのかにつきましては、ちょっと今すぐには算定ちょっと難しい状況でございますので、また改めてご説明させていただければと思います。大変申しわけございません。

それでは、改めまして、議案第104号平成28年度山元町一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

あわせまして、補正予算附属資料説明書もお手元にご準備いただければと思います。 まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ6億8,058万円を追加いたしまして、総額を246億3,216万1,000円とするものでございます。 また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

議案書の12ページをお開き願います。

まず、人件費でございます。第 1 款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、 共済費など合わせて 1 , 8 0 0 万ほど人件費の補正を行っております。 こちらにつきま しては、平成 2 8 年の人事院勧告に準拠した職員給与の改正等に伴う不足する人件費の 増額でございますので、詳細につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。

続きまして、人件費以外の補正予算につきまして、主なものをご説明させていただきます。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費につきまして、 1億1,198万6,000円を計上しております。

こちらにつきましては、震災復興交付金の第16回申請分の内示があったことを受け、基金への積み立てを行ったものでございまして、あわせて歳入のほうにおいても同額を計上してございます。また、役場庁舎新築復旧建設工事実施設計業務委託によりまして県との協議の結果、財源の一部に被災施設復旧関連事業債を充当することとなったため財源を変更しているものでございます。

次に、第7目情報管理費につきまして、委託料として140万円計上しております。 こちらにつきましては、社会保障税番号制度、マイナンバー制度でございますが、そち らの自治体中間サーバーの標準レイアウトの改版に伴い、情報の受け渡しを行う自治体 連携サーバーもあわせて改版を行う必要があることからこれに対応するものであります。

次に、第18目防犯対策費につきまして2万2,000円計上しております。こちら

につきましては、各行政区における防犯等の維持管理について補助金を交付するもので ございますが、不足が生じたことから補正するものとなっております。

次に、第22目定住促進対策費につきまして2,708万6,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させていただきたいと思います。そちらの資料の3ページをお開き願います。

こちら、町内に新たに住宅を取得する新婚世帯、子育て世帯、新規転入者及び民間賃貸住宅に入居する新婚世帯、子育て世帯または新規転入者の町内就労者に対して補助金を交付するものとなってございます。特に若者世代の定住促進を図る観点から、県内最高基準の実施しているところでございますが、こちらの利用実績が好調であるため増額補正をするというものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、第2項、議案書12ページのほうにお戻りいただきたいと思います。第2項町税費第2目賦課徴収費につきまして、マイナンバー制度システム整備補助金の今回交付決定があったことから国庫支出金のほうに財源を変更するものでございます。

次に、議案書の14ページのほうをごらんいただきたいと思います。

議案書14ページ、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費につきまして、4節共済費から第20節扶助費まで合わせて5,394万4,00 0円を計上してございます。

こちらにつきまして、補正予算附属資料説明書のほうをご覧いただきたいと思います。 資料4ページのほうになります。

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴いまして、所得の少ない方々の負担を軽減するため、一定の要件を満たす方に対して給付金を支給するものでございまして、国の2次補正予算に基づきまして平成29年4月から平成31年9月分まで2年半分を一括して支給する経費を計上しております。財源につきましては全額国庫支出金となります。

次に第4目、議案書のほう、済みません、たびたび申しわけございません、14ページのほうをごらんいただきたいと思います。

議案書14ページ、第4目障害福祉費でございます。3,208万9,000円を計上してございます。まずこちら、マイナンバー制度導入に係る障害福祉サービスシステムの改修業務委託料として10万8,000円計上しております。財源につきましては、全額国庫支出金となります。

次に、自立支援介護訓練等給付費につきまして、現在の給付状況から今後の所要見込額に対しまして不足が見込まれますことから 3, 198万1, 000円を増額しております。財源といたしましては、国庫支出金が 1, 599万円、それから県支出金が 799万5, 000円となってございます。

次に第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費につきまして、こちら県補助金の交付が 決定したことに伴いまして、子育て支援基金から県補助金へ財源内訳の変更を行ってい るものでございます。

続いて、第2目児童措置費につきまして309万4,000円を計上しております。 こちらにつきましては、昨年度の児童手当国庫負担金の実績確定に伴います返還金でご ざいます。 議案書の15ページをお開き願います。

次に、第6目学童保育施設費につきまして10万6,000円計上しております。こちらは、昨年度の子ども子育て支援交付金の実績確定に伴います国、それから県への返還金となっております。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費でございます。第7目健康増進費につきまして50万円計上しております。こちらにつきましては、指定寄附を活用いたしましてウオーキング事業に係る備品として体組成計及び血圧計を購入するというものでございます。

次に、第2項清掃費でございます。第7目清掃復興推進費につきまして37万円計上 しております。こちらにつきましては、ごみ集積所の新設、修繕等を行った行政区に対 しましてその設置費用の一部を助成するものでございますが、今後の所要見込額に対し まして不足が見込まれますことから増額するものとなってございます。

議案書の16ページのほうに移ります。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目農業振興費につきまして、2億529万円計上してございます。こちらにつきましては、補正予算附属 資料説明書のほうを用いてご説明申し上げたいと思います。

資料7ページのほうをお開き願います。

こちら町内の意欲ある農業者が申請いたしました国のTPP関連緊急対策補助金であります農畜産物輸出拡大施設整備事業について国から追加交付決定があったことから予算化したものでございます。内容といたしましては、イチゴ生産技術高度化施設、及びその附帯施設設備の導入に要する経費に対しまして補助するものでございます。財源は全額県補助金となっております。

次に、第5目農地費につきまして24万円計上しております。こちらにつきましては、 昨年度の多面的機能支払交付金におきまして執行残が生じたことに伴う県への返還金と なってございます。

次に、第9目農業復興推進費につきまして合わせて2,483万2,000円を計上 しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明させて いただきます。

資料の8ページをご覧いただきたいと思います。

まず、東日本大震災農業生産対策交付金事業でございます。こちらの事業につきまして1,397万6,000円を計上しております。内容といたしましては、被災した農地において生産者が営農を再開するに当たりまして必要となる農業用資機材の整備に対して支援するものでございまして、今回は宮城亘理農業協同組合が取りまとめた水田農家に対する水稲生産資材導入について支援するものでございます。財源につきましては、県支出金1,310万2,000円となっております。

次に、農作物有害鳥獣対策事業でございます。山元町鳥獣被害対策実施応援隊員の報酬として164万9,000円、山元町農作物有害鳥獣対策協議会補助金104万円、合わせて268万9,000円を計上しております。内容といたしましては、有害鳥獣、イノシシでございますが、そちらの捕獲実績が当初見込みよりも大幅に増加したことに伴いまして増額するものとなってございます。

同じく補正予算附属資料説明書の9ページをお開きいただきたいと思います。

被災地域農地集積支援事業でございます。8 1 6 万 7,0 0 0 円を計上しております。 内容といたしましては、農地中間管理機構へ貸し付けし、担い手により集積を進めた地域に対しまして一定の条件で協力金を交付するものとなっております。財源は全額県支出金となってございます。

たびたび恐縮であります。議案書の17ページのほうをご覧いただきたいと思います。 議案書17ページの第8款土木費第1項土木管理費でございます。第1目土木総務費に つきまして、委託料として200万円計上しております。こちらにつきましては、来年 3月から共用開始予定となっております山元南スマートインターチェンジの開通式に要 する経費となってございます。

次に、第2項道路橋梁費第2目道路新設改良費につきまして1,660万円を計上しております。こちらにつきまして補正予算附属資料説明書のほうをご覧いただきたいと思います。資料11ページになります。

こちら今月10日に運転を再開いたしました JR常磐線山下駅へのアクセス向上を図るためつばめの杜東区と花釜区の連絡道路を整備するための経費となっております。資料12ページのほうに位置図を載せておりますので、そちらのほうもご参照いただければと思います。こちらの財源につきましては、一般単独事業債といたしまして1,490万円となっております。

再び議案書の17ページをご覧いただきたいと思います。

議案書17ページの第3目道路橋梁復興推進費でございます。こちらにつきまして1,062万円計上しております。こちら内容といたしましては、社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして整備を進めております久保間・中山線について国から追加内示がありましたことから、増額補正をするものでございます。財源といたしましては、国庫支出金が637万2,000円及び公共事業等債380万円となっております。

次に、第3項河川費第1目河川管理費につきまして、300万円計上しております。 こちらにつきましては、ことしの8月から9月に連続して発生いたしました台風の影響 により土砂が堆積した河川のしゅんせつ費用を増額するものでございます。

次に、第4項住宅費第1目住宅管理費につきまして、120万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、来年3月に供用開始予定の宮城病院周辺地区の集会所の備品等の整備に係る経費でございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金が65万7,000円。それから震災復興特別交付税が16万4,000円となっております。

続きまして、議案書18ページでございますが、第3目公営住宅建築事業費につきまして337万6,000円減額しております。こちらにつきましては、合戦原遺跡の埋蔵文化財発掘調査に係る経費でございますが、これまで震災復興交付金の国土交通省関連事業として実施しておりましたが、今回文部科学省関連の事業として位置づけられましたことから、こちらを第10款教育費のほうへ組み替えるものでございます。

次に、第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費につきまして7,727万2,00円を計上しております。こちらにつきまして補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げます。資料18ページをご覧いただきたいと思います。

まず、宮城病院地区下流水路改修事業でございます。測量設計に係る委託料として576万円、工事請負費として2,816万3,000円、合わせて3,392万3,0

00円を計上しております。内容といたしましては、設計見直しによる増額となる経費につきまして復興交付金の使途協議及び事業申請が完了いたしましたことから増額するものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金が2,713万8,000円、震災復興特別交付税が678万5,000円となっております。

次に、防集事業に係る埋蔵文化財発掘調査事業でございます。こちら、委託料と各種事務費を合わせまして640万5,000円減額しております。内容といたしましては、 先ほど住宅費のほうでもご説明申し上げましたが、合戦原遺跡の埋蔵文化財発掘調査に 係る経費でございまして、文部科学省関連の基幹事業として位置づけられたことに伴う 組み替えとなってございます。

同じく補正予算附属資料説明書の19ページのほうをお開きいただきたいと思います。 次に、防災集団移転促進事業に係る土地の買い取りのうち町の単独事業分につきまして4,975万4,000円を計上しております。内容といたしましては、当初200 筆の買い取りを見込んでおりましたが、被災者支援を加速するため前倒しで100筆分の用地取得費、こちらを増額するものでございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、議案書の19ページをお開きいただきたいと 思います。

議案書の19ページでございますが、第9款消防費第1項消防費のほうでございます。 第1目非常備消防費につきまして消防ポンプ積載車購入事業におきまして県との協議の 結果、より有利な緊急防災減災事業債の起債が認められましたことから財源内訳の変更 を行うものとなっております。

続きまして、第10款教育費第2項の小学校費でございます。第1目学校管理費につきまして6, 379万1, 000円を計上しております。こちらの内容につきまして補正予算附属資料説明書のほうでご説明申し上げます。

資料21ページをお開き願いたいと思います。

まず、小学校校庭改良事業でございます。こちら1つ目に表土の飛散防止及び水はけの改善を図るため、坂元小学校の校庭の改良を行うもの。それから2つ目に坂元小学校の校舎から体育館への渡り廊下、こちらに防風ネットを設置するものでございまして、委託料と工事請負費合わせまして6,359万1,000円を計上しております。こちらの財源といたしましては、国庫支出金が1,492万7,000円、地方債が3,920万円となってございます。また、山下第2小学校備品購入事業といたしまして20万円を計上しております。こちらは指定寄附を活用いたしまして備品の充実を図るものとなっております。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきまして議案書の20ページをお開きいただければと思います。

議案書20ページ、第10款教育費第3項中学校費第2目教育振興費でございます。 45万円計上しております。こちらにつきましては、経済的に就学が困難となった生徒の保護者に対しまして学用品費や給食費等の一部を支援し、経済的負担の軽減を図るものでございますが、当初23人分を見込んでおりましたが転入者1人と新たに申請があった3人の計4人分を増額補正するものでございます。

次に、第5項社会教育費第3目文化財保護費でございます。こちらにつきましては、 民間事業者によります鷲足地区の土砂採取事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を 計上しているものでございまして、費用は全額事業者負担となっております。

次に、第7目社会教育復興推進費につきまして、2,258万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、先ほど住宅費及び都市計画費のほうでもご説明申し上げましたが、合戦原遺跡の埋蔵文化財発掘調査に係る経費でございまして、文部科学省関連の事業として位置づけられたことに伴いまして、財源の組み替えそれから事業費の増額分を計上しているものでございます。財源といたしましては、震災復興交付金基金繰入金が1,919万1,000円、それから震災復興特別交付税が639万8,000円となっております。

以上が歳出予算の主な内容となっております。

次に、歳入予算のほうの主なものにつきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興特別交付税を359万3,000円減額してございます。こちらにつきましては震災復興交付事業の補助裏に充てるための増額を行っておりますほか、あわせて先ほどご説明申し上げました役場庁舎新築復旧建築事業工事実施設計業務委託につきまして、県との協議の結果、財源の一部に起債を充当するということとなったためあわせて震災復興特別交付税のほうを減額しているというものでございます。

次に、第14款国庫支出金及び第15款の県支出金でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出予算のほうでご説明させていただいたとおりの内容でございますので説明は省略させていただきたいと存じます。。

議案書10ページに移ります。

第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、あさひグループホールディングス株式会社からの寄附金300万円のほか保健衛生事業関連の指定寄附といたしまして50万円、教育振興事業関連の指定寄附といたしまして20万円、それぞれ寄附を受けていることから計上しているものでございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございます。こちらにつきましては、今回補正の財源調整の結果、約1億2,00万円追加で取り崩すこととしております。その下の震災復興交付金基金でございますが、こちらにつきましては先ほどご説明いたしました宮城病院地区下流水路改修事業や合戦原遺跡埋蔵文化財発掘調査事業等に充当いたしますことから約3,840万円取り崩しているというものでございます。

さらにその下の子育て支援基金でございますが、こちらにつきましてはさきにご説明 いたしましたとおり県補助金の交付が決定したことに伴いまして財源内訳を変更し19 万1,000円取り崩しを、こちら減額をしているというものでございます。

議案書の11ページをお開き願います。

次に第20款諸収入でございます。こちらにつきましても先ほど歳出予算のほうでご 説明させていただいた内容のとおりとなってございますので説明省略させていただきた いと思います。

また、最後の第21款町債のほうでございますが、こちらにつきましては後ほどご説明させていただきたいと思います。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正でございます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

今回債務負担行為の追加といたしまして、5事業計上してございますが、来年度当初から事業を行うに当たりまして契約行為のほうを行うため債務負担行為を追加しているというものでございます。

上から1行目。町民バス運行に係る経費及び2行目のデマンド型乗合タクシー運行に要する経費につきましては、条例議案のほうでもご説明申し上げましたが、来年4月1日から新たな公共交通体系での運行を実施させていただくため、所要の経費をつきましては債務負担行為を設定するというものでございます。

次に、山元町農産物直売所指定管理業務委託につきましては、指定管理者を選定し期間を2年間とすることから債務負担行為を設定しているというものでございます。

次に、(仮称) 山下地区地域交流センター備品整備に要する経費及びその下になります (仮称) 坂元地区地域交流センター備品整備に要する経費につきましては、発注から納 品まで一定の期間を要することから債務負担行為を設定させていただくものでございま す。

なお、山元町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例におきまして、 長期継続契約を締結できる契約とされております車両等のリース、庁舎施設等の保守管 理等につきましては、補正予算附属資料説明書の26ページ以降に一覧表として掲載さ せていただいております。こちらあわせてご覧いただければと思います。

最後に地方債の補正でございます。

議案書にお戻りいただきまして、議案書5ページをお開き願います。

議案書5ページでございますが、まず被災施設復旧関連事業、それから学校教育施設等整備事業の財源といたしまして、こちら記載のとおりの地方債の追加補正を行ってございます。

それから、議案書の6ページのほうに移りまして、6ページのほうには地方債の変更を載せております。こちらの変更につきましては、いずれも先ほどの歳出予算のほうでご説明申し上げましたとおりの内容でございますので、説明については省略させていただきたいと存じます。

以上が、今回の4号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
 - 10番髙橋健夫君の質疑を許します。
- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。ただいま一般会計補正予算について、るる説明がございましたけれども、歳入の部門で16ページ、6款1項3目、わかりやすいのは附属資料でいえば7ページなんですけれども、ここにですね、意欲ある農業者云々という項目があって具体的にはイチゴ生産施設その他附帯施設設備、トータルして約2億500万、これが県の補助ということの説明がございました。これまでもこういったたぐいのものは多々あろうかと思います。意欲ある農業者の育成という意味では非常にいいことだとは当然思います。ただですね、これらの補助金について費用対効果というか、そういったものをどの部門でどのようにチェックされているのか、1つ説明をお願いします。

産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。お答え申し上げます。

この事業に係る財源につきましては、先ほど県支出金というふうなことで企画財政課長のほうから申し上げたところでございます。この事業の採択に当たりましては、当然その宮城県のほうからの補助金の交付をもって実施する事業でありますことから、事前に宮城県及び私どものほうでその事業の将来性ですとか、あるいはその可能性ですとかそういうふうなものも全て含めて判断した上で宮城県のほうで事業採択というふうな内容をもってございます。よって、一定のその効果が得られるだろうというふうなものを判断材料として交付決定がなされておりますので、その辺については事業計画内容が良と認められたものというふうに判断いただければよろしいかと思います。以上です。

- 10番(髙橋建夫君)はい、議長。私がこの質疑に当たってお聞きしたいのはですね、周到なプランがあってそれで補助金がついてくるわけですね。その後に、難しいことは言いませんけれども、その補助金によって経営状態がどのように好転したかとか、あるいは雇用が少しでもどのように拡大したのかというのは、県の補助なんで県のほうに丸投げしてるのか、町でもその辺を見られてるのかというのは、これからの町の財政上も非常にそういう積み重ねが大切だと思うので、その辺が聞きたかったんですが。
- 産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。それでは、具体的な数字も含めてご説明申し上げます。

この事業に関しましては、事業の内容から説明させていただきますと、現在TPPの発行というふうなものが国レベルでもいろいろと協議されておりますけれども、現在農畜産物を海外に輸出している経営体、この経営体がこのTPPの発効をもってさらに、さらに海外輸出の数量もですし売り上げも増加させるというふうな事業に対する施設整備に係る補助金でございます。数字を申し上げますと、この経営体に関しましては、現在4つの国に、平成28年度の数字を申し上げますと、現在香港ですとか台湾ですとかそういったところに約8トン、販売額でいきますと1,500万程度のイチゴ、生食用のイチゴですね、これらを輸出しているものを平成33年度、5年後の数値になりますけれども、この時点で約3倍の24トン、売り上げについても4,700万円前後にまで持っていくというふうな事業計画に基づいて、宮城県がゴーサインを出したというふうなものでございます。

この事業の進捗管理というふうなご指摘でございますが、当然これについては事業の申請については山元町長の公印を押して県宛て申請しているものですから、県と同一歩調でその売上ですとか輸出額については当然ながらチェックしていく必要があるのかというふうに私どもとしても考えております。以上です。

- 議 長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑はありませんか。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。今1経営体からということだったんですけれども、ほかに申請 予定はないんでしょうか。
- 産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。お答え申し上げます。

この事業に関しましては、あくまでも現在、輸出を行っている事業というふうなものに限られてきます。局が、皆さんもおわかりだと思いますけれども、実はことしの5月に第1段目といいますかこちらのほうの事業申請を行って採択もなっているというようなことで補正予算可決いただいたところでございまして、そちらの経営体についても現在ロシアのほうに輸出をしていて、それをさらに拡大するというふうな動きで、今回の事業については2経営体目というふうなものでまずご理解いただきたいと。その根底に

ありますのは、あくまでも輸出拡大というふうなものを目的としているというふうなことから、私どものほうで今現在把握している者については2経営体でございますが、当然ながらこの制度があるうちですね、同じような取り組みをしたいというふうな事業者が現れた場合については、これまでと同様の取り扱いをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

- 議 長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。それではいろいろ質問したいことはありますが、3点に絞り質問させていただきます。

まず1点目は、補正予算書の17ページの8款土木費1項土木管理費の土木総務費の 13節委託料についてお伺いいたします。山元南スマートインターチェンジ開通式業務 委託料ということで200万組んでありますが、これは外部委託だろうと思うんですが どの辺に委託をお考えでしょうか。

- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。一応この委託費につきましては、内容につきましてはテント、椅子、音響機器の設営費ということになりますので、それを対応している 業者への委託になる見込みでございます。以上です。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。テント、音響の設備のできるところということでこれだけですと町内の業者に委託は可能だろうと思うんですが、規模といいますか内容といいますか、それをどんなふうにお考えなのか。例えば隣接する角田、丸森の町長さん、市長さんを呼んでというようなこともあるでしょうし、来客というようなこと、あるいは人数をどの程度、町民はどの程度参加できるのかできないのか、どういう構想なのかね、その辺をお聞きしたいと思います。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。スマートインターチェンジの着工式につきまして も議員の皆様にもご列席いただいておりますけれども、規模につきましては着工式と同 等の規模を想定しておりまして、近隣の首長さん、あと国、県の関係者、あと地元の地 権者様等につきまして今検討してございまして、基本的には着工式と同等の規模で想定 してございます。基本的には着工式のときには100名程度の人数でございました。以 上でございます。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。着工式と同じという同規模ということなんですが、これはいわゆるNEXCOさんでは総費用のうち幾らくらい負担をお考えなんですか。丸々山元町で200万ということなんでしょうか。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。スマートインターチェンジのこの着工式開通式の 費用につきましては、着工式をNEXCO、あと開通式を関係市町村ということで近隣 で申しますと鳥の海スマートインターチェンジ、昨年ですけれどもできたところ。あと 現在建設中が名取中央スマートインターチェンジ、これにつきましても同等の考え方で 着工式がNEXCO、あと開通式が市町村ということで費用の負担を考えております。 以上です。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。200万かけなくても地区住民なり地元の協力を得ながらやるということであれば、幾らでもできるんではないかと、この4分の1くらいでできるのではないかという感じもしますし、時期、いつやるのか恐らく3月近くになるのか、2月後半なのかわかりませんが、その現場でやるのが一番いいのかもしれませんが、場合によってはテント、音響なんかがあれであれば坂元支所でやるとかいうことも考えられ

ないこともないわけで、そういったことを総合的に考えて式典がいろいろな開通式であろうといろんなことがありますが、全て業務委託であると。業務委託でなくても専門業者でなくとも十分できるのではないかという。実際坂元駅イベントなんかでも町民の力でかなり皆さん一生懸命やったという、そしてまた町民の皆さんが参加したという満足感も大分あったということも含めて、この200万でなくてもうちょっと再検討するというか、今までここに至った経過でそういうことを検討したのかどうかですね、検討の余地があるような気もするんですが、その辺は町長どんなお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

- 町 長 (齋藤俊夫君) はい、議長。同様のご質問につきましては、先般伊藤議員さんからもですね、これまでのイベントの取り組み状況等々についてお尋ねがあったわけでございますけれども、まさに多種多様なイベント機会がことし目白押しでございます。ものによりましては、議員ご指摘のような形でのイベント開催も可能ではなかろうかなというふうに思ってございますけれども、今回のスマートインターチェンジにつきましてはですね、今回の坂元のJRの記念式典の関連イベントといいますか実行委員会でやったような出店ブースなり賑わいのあるような形のタイプとはちょっと違うのかなというふうに思っております。ある意味、関係者による一定のといいますか、型とおりという表現はうまくないかもしれませんけれどもですね、通常ベースのイベントにせざるを得ないのかなというふうな思いでいるわけでございます。工夫するべきところ、しなくちゃないところはまだ時間もございますので、極力そういうふうな対応をしてまいりたいというふうに思います。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。坂元駅の例を申し上げましたが、何も出店するというようなことではなくて、あくまでも来町者が来られたらちょっとした鏡割りをやって、乾杯やって式典をやる。何か景品をというのであれば、紅白の餅を配るくらいであれば50万あればもう十分できるのではないかということを、まあ50万、金額はこだわるわけではありませんが200万かけないで十分皆さん満足していただける行事や式典はできるんじゃないかと。よその例をこだわってそれを真似する必要は何もないと。我が町は我がまちに合った式典で心がこもっていれば私は十分ではないかと思いますので、その辺を申し上げておきたいと思います。

次の2点目の質問をさせていただきます。

その下の 8 款 2 項 2 目ですか、道路新設改良費。これについてお伺いします。この工事費 1 5 節ですか。これが附属資料のこれは何ページなるんでしょうか、1 1 ページになりますか。これは先ほどの説明ですと、町で持ち出しが 1 , 4 9 0 万ですか。 1 , 6 6 0 万の総工費のうち 1 , 4 9 0 万町で持ち出さなくてはなんないということなんですが、いわゆるこれはつばめの杜ということで新しく震災後にできた町。この道路そのものは必要だと思うんですが、その財源がいわゆるもっと早くこの工事を同時にやってれば町単独で持ち出す必要はなかったのではないかという疑問があるんですが、それはなぜこれは町持ち出さざるを得ないのか。その点についてお伺いします。

まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。ここの附属説明資料のこの1号道路舗装と歩道整備ということで、市街地整備にあわせた復興庁との中でも事前にここを採択ということは協議をしたところだったんですけれども、市街地整備の一体でというところでは採択

をされなかったという経緯がございました。それで、今回JRの開通に伴って利便性の向上ということで、今回一般単独費での採択ということになっておりますので、基本的に交付金でできなかったのかということに関しましては、その協議の中で採択されなかったということでございます。以上です。

- 1番(岩佐哲也君)はい、議長。いわゆる当初この辺の採択されなかったという理由はちょっと 納得できないんですが、当初こういう具体的な計画を立てて、交渉は実際したんでしょ うか。
- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。今、岩佐議員のご質問ですが、やはりこちらですね、 同じような回答になってしまうのでありますが、復興庁にやはりこちらの新市街地の整備とあわせて関連づけてこちらの歩道の整備ということでお願いというか協議のほうはしていたようなんですけれども、やはりその採択に当たってさまざまな要件がございまして、今ちょっとそこまでさかのぼっての資料はございませんが、やはりこちらのほう復興事業で関連して認めることは難しいという回答をいただいた中で、今回やむを得ず別途事業でということで今回補正を出させていただいた経緯があるということで、ご理解賜れればと思います。
 - 1番(岩佐哲也君)はい、議長。もう少し粘り強くというか、説得力というのか説明をしっかりとして、恐らくは理屈上は当然認めていただける範囲かなと常識的に思うんですが、なぜそうなのかちょっと交渉のほうはわかりませんが、そういうことだけ申し上げて、もし方法があれば再度検討していただくということでしたい。

次の質問に入らせていただきます。

19ページの一番上になりますか。8款6項のやつの12節財産購入費ということですかね。これの4,975万4,000円ということですが、被災者支援のためということですが、これは条件が変わってふえたということなのか、それとも何かほかの理由でふえたのかということですね。これに反対するものではありませんけれども、これの中身についてもうちょっと教えていただきたい。

用地対策室長(岩佐秀広君)はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

単独費の買い取りで約700筆を超えるものを想定されるわけですけれども、その中で今年度の予算、当初200筆ということで予算措置をしておりましたが、9月の契約会を開いたところ、12月7日現在で今141筆の78人を契約済みになっております。そこからしますと、2月にも契約会を実施しますので、あと100筆程度は買い増しできるんではないかということで今回予算を計上させていただきました。以上です。

- 1番(岩佐哲也君)はい、議長。今回追加したということですが、これは条件は何ら変わってなくて来年度の分を繰り上げてという意味なんですか。正確にご返事。
- 用地対策室長(岩佐秀広君)はい、議長。今年度は200筆しか予定していなくて次年度以降に約500筆を予定してたわけですけれども、被災者支援の観点から今年度もう半分以上を契約しておりますので、来年度以降に契約しようとしたものを今年度中に契約して被災者支援をしようという意図でございます。以上です。(「了解しました」の声あり)
- 議長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。
 - 3番(竹内和彦君)はい、議長。補正予算書の16ページ、6款1項3目です。補足資料の7ページ、先ほどあった質問でありますが、さらに若干質問したいと思います。

今回これ1経営体にこれだけ2億500万ほどの予算をつけたわけでありますが、こ

れは必要となる予算の一部と、2億500万の費用でありますが、そうしますと総額恐らくこの倍以上にはなるんだろうと思うんです。それで、このこれだけの予算、この事業は単なるイチゴの生産施設なのか、それとも何か特別特徴のある設備なのか、その辺わかればお尋ねします。

産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。お答えを申し上げます。

一部というような表現でございますけれども、この補助事業の性質上ですね、総事業費の50パーセント以内が補助をされるというようなものでございまして、その整備費用全体の50パーセント、一部というような表現になってございます。その施設の中身というふうなことで何か特別なものはあるのかというようなご質問だと思いますけれども、こちらに記載しておりますのは8,300平米等というふうなものについてはあくまでも栽培棟、いわゆる通常の出荷する栽培棟ですね、のみの面積でございまして、当然のことながらこれらにかかわります育苗に係る施設、ハウスですとかあるいは高設栽培になるためのベンチ施設一式あるいは栽培に関する空調設備、全てのその制御を行う施設などなど、全てひっくるめた形で1事業とご理解いただければよろしいのかなというふうに思います。以上です。

- 3番(竹内和彦君)はい、議長。これだけの大事業でありますが、この雇用はどれほど、何人ほど見込めるのか、その辺わかればお尋ねします。
- 産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。雇用というふうな内容ですけれども、どちらかといいますと雇用というよりは新規就農者を育てたいと、新規就農者を育てたいというようなものがこの法人の狙いでして、具体的な使っている人の数というものについてはちょっとこの場では申し上げられないんですけれども、現在でも5名なり6名の将来山元町で営農展開を行いたいというふうな方々がおられまして、この方に対して積極的にこれらの栽培等を行ってもらうということについては事業主体のほうから伺っております。以上です。
 - 3番(竹内和彦君)はい、議長。それでは、先ほど4カ国へ、海外へ輸出しているということで 33年には4,700万くらいまで海外輸出持っていくんだということでありますが、 それでは国内にも恐らく出荷するんだろうと思うんですけれども、海外国内合わせて含 めて、どれくらいを見込んでいるのか、わかればお願いします。
- 産業振興課長(大和田 教君)はい、議長。あくまでこの施設に関しましては、海外輸出というようなものを目的とした施設というふうなことについては先ほどお話しさせていただいたかと思うんですけれども、ただこの8,000平米の施設で収穫されるものが全て海外に出るのかというふうなものについてはそうではないと思っております。ざっくりと通常のイチゴの収穫ベースの数字だけで申し上げますと、大体単棟10アール当たり1トンが基準となってきますので、ですから8,000平米ですと80アールですので、約8トンの収穫がここからは見込まれるということでご理解いただければというふうに思っております。以上です。
- 3番(竹内和彦君)はい、議長。ありがとうございます。町内の業者の2経営体が…… 議 長(阿部 均君)産振の課長のほうから今訂正があるそうです。
- 産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。申しわけございません。ただいま私単棟当たり1トンというふうなお話させていただきまして申しわけございません。大体通常ですと単棟当たりですね、まあ多い方ですと5トンくらいとる方もおられますし、少なく見積もって

も3. 5トンというふうなことからしますと、平均とってだいたい4. 2、3トンかなと。その4. 2、3トン掛ける80アールですので8と数字を出していただければ、年間の大体の収穫量というようなものは算出いただけるかなと思います。以上です。

- 3番(竹内和彦君)はい、議長。ありがとうございました。町内の2経営体が海外に輸出をもく ろんでいるということでありますので、大変希望の持てることだと思いますので、今後 ともこの辺の経営内容も含めて充実を求めていきたいというふうに思います。以上です。
- 議 長 (阿部 均君) よろしいんですか。
 - 3番(竹内和彦君)はい、議長。以上で終わります。
- 議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。16ページの農業復興推進費の有害鳥獣対策事業の部分ですけれども、イノシシ、今までには何頭くらい捕獲しているんでしょうか。
- 産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。お答え申し上げます。

実は、昨年の3月で条例等々改正になって、これまでと狩猟の方法、捕獲の方法が変わっておりますので、一概にその昨年、一昨年等々の対比がイコールになるかというものはまた別にしまして、過去の実績についてお話しさせていただきたいというふうに思います。

狩猟期間いわゆる免許を持っている方がとれる期間というふうなものについては、11月の15日から3月の末日まで。これがいわゆる狩猟期間というふうになっております。それ以外の4月1日から11月14日までのこちらの数字が一定の目安になるかと思いますので、その間の捕獲頭数についてご紹介させていただきたいと思います。

平成23年くらいからでよろしいですか。平成23年度については、この間18頭、24年度については37頭、25年度については63頭、26年度については53頭、27年度については34頭、そして今年度28年度でございますが、156頭と、捕獲の方法が若干昨年とは異なるんですが昨年の4倍以上のイノシシが捕獲されているというふうな状況でございます。以上でございます。

4番(岩佐孝子君)はい、議長。それでは今後の狩猟見込みはどれくらいを見込んでますでしょうか。

産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。お答え申し上げます。

今度11月15日から3月の末までは2つの手法でイノシシの捕獲対策を講じるようになります。1つ目はただいまお話しさせていただいたような同じやり方と、いわゆる猟期に入っているもんですからその免許所持者がそれぞれ捕獲してくるものというふうなもので、出動見込もさることながら最終的にことしの今年度の捕獲目標はどれだけというふうなことでお話しさせていただいたほうがいいと思うんですけれども、捕獲目標としては450頭ほどの目標を立てて、3月末まで駆除対策に当たってまいりたいというふうに思っております。以上です。

4番(岩佐孝子君)はい、議長。非常に今も町の中まで出ているということで駆除隊員の方々も 非常に苦労しながら朝から晩までやってくださっておりますので、事故のないようにひ とつよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、予算書の20ページ、教育費の社会教育文化財保護費です。今回文化財保護費で鷲足館跡の調査なんですけれども、調査面積はどれくらいになってますでしょうか。

- 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。大変申しわけございません、今手元に面積まで記載した 資料を準備してございません。ここにつきましては24年、25年、26年というふう に発掘調査を行いまして、今年度28年度奥のほうの調査ということで、ほぼ24年度、 25年度の面積とほぼ同じ面積ではございますが、ちょっと正確な面積については今手 元に資料を持ってきておりませんでしたので大変申しわけありません。
- 議長(阿部 均君) ちょうど時間ですから休憩とります。ちょうど時間なので、この際、暫時休憩といたします。再開は3時40分といたします。

午後3時27分 休 憩

午後3時40分 再 開

- 議 長 (阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長 (阿部 均君) 岩佐議員ですね、追加の質問もあるようでございますので、岩佐孝子君の質問を許します。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。先ほどお尋ねしたのは発掘の調査面積、そして発掘の期間はいっからいつまでなのか、確認をお願いいたします。
- 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。先ほどはお時間いただきありがというございます。大変 ご迷惑をおかけしました。

調査面積につきましては、約2,500平米を想定いたしております。調査期間におきましては1月15日から3月31日まで、3月末日までを、2カ月半を考えてございます。以上でございます。

- 4番(岩佐孝子君)はい、議長。その人数は何人を想定してますでしょうか。
- 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。現場の発掘作業員15名を想定いたしております。以上 でございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。それをまとめなきゃならないと思うんですけれども、最後はい つ頃の予定でしょうか。
- 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。調査報告書の作成につきましては現場発掘後に次年度また新たに契約を結びまして、発掘調査報告書を作成する予定でございます。以上でございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。それは来年度になるということでよろしいんですか。
- 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。そのとおりでございます。以上です。
- 4番(岩佐孝子君)はい、議長。その資料をまとめるのには何カ月くらいかかるのでしょうか。
- 生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。一概にですね、発掘の現場を発掘してみないと出土の状況であったり遺構の状況であったり、その発掘を完了してみませんと調査報告書のボリューム、調査の鑑定の必要の有無等々が判明いたしません。したがいまして、現場の完了後どのくらいのボリュームでどのくらいの報告書の作成に必要なのかということに関しては、発掘調査を完了してみないとわからないというのが現状でございます。以上でございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。その資料作成には非常に時間もかかります、労力もかかります。 そういうことで町長にお尋ねしますが、文化財発掘の調査に今何人くらいでどんな形で

まとめまで含めて携わっているのかをお尋ねします。

生涯学習課長(齋藤三郎君)はい、議長。お答え申し上げます。

まずその点についてお伺いします。

今現在埋蔵文化財発掘調査に携わっている者という職員は、山元町職員として3名でございます。それと、今、宮城病院の発掘調査業務に宮城県から多大なるご支援をいただいておりまして、常時5名程度、平均して5名程度職員を宮城県からこちらの山元町に赴いていただいて、こちらで作業をしていただいている状況にございます。したがいまして職員としては、町の任期付職員2名と正職員1名の3名と、平均5名ですので、今8名前後で発掘調査の指揮監督を行っているというふうな状況でございます。以上です。

- 議 長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)はい。ほかに質疑はありませんか。
 - 5番 (伊藤貞悦君) はい、議長。補正予算附属資料説明書の11ページから12ページにかけて。 道路新設改良事業の中にですね、つばめの杜と旧市街地花釜地区集落を結ぶ道路を整備 し、駅への徒歩や自転車での通行に利便性を図るものとございまして、次のページを見 ますとこのつばめの杜からずっとまっすぐ下がっていった駅前の太い道路がぶつかって 終わります。そこでストップになってその両サイドにこのわざわざ細い道路をつくるわ けですが、なぜあの道路をまっすぐそのままぶつけないのか。そのお考えはあるのか、
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。今回の補正の工事内容といたしましては、既設の 農道とここの貯水池の堤防を利用した利便性の向上ということで考えております。以上 です。
 - 5番(伊藤貞悦君)はい、議長。ということは、駅前の道路、あれをまっすぐにするということではなくて、今ある道路にいわゆるこのまま解釈すれば歩道をつけるのか、それとも車道はどうするのか、それをお伺いします。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。これの附属説明の12ページの1号道路舗装というのが、ここ農道でございますけれども、これにつきましては舗装をかけて車も3.8メーターありますので通れるようにするということです。それと2号の歩道整備というのは、ここの防災調整池の築堤のところを利用すると約2メーター弱の幅がとれますので、そこについては歩道として利用すれば駅までの利便性が向上するということで、歩道と車道ということで考えております。以上でございます。
 - 5番(伊藤貞悦君)はい、議長。ということは現在の道路はまっすぐにならないということです よね。その計画は今後ともないわけですか。それとも、あるんであればそれをやればと 思うんですが。
- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。現段階ではその現道のみということですので、こ の道路をまっすぐということでは考えておりません。
 - 5番(伊藤貞悦君)はい、議長。答えは単純明快でわかるんですが、どなたが考えても誰が考えてもまっすぐにして使いやすいようにしたほうがいいと私は、皆さん初め思うんですが、 町長はいかが考えますか。
- 町 長(齋藤俊夫君)はい、議長。先ほど岩佐哲也議員からも同様の趣旨の問題提起も頂戴したところでございますが、ここの市街地整備計画をですね、いろいろと町内で練っておったときのことをいろいろ思い起こしますとですね、これだけのまちづくりをするわけでございますので、私としてはご指摘のような線を今のイチゴ街道まで伸ばすと、将来的な

面整備、広がりそしてまたこの資料にもございますとおり舗装済の路線ということでイチゴの大型ハウスですね、こちらがある現在の花釜の地区のほうにも一定の導線が確保できるという思いで議論した経緯がございましたけれども、残念ながらあの時点では私も若干リーダーシップが発揮できないところがあったんでしょうか、残念ながらあの時点では内部の皆様にはご支持、ご理解をいただけるところまではいたらなかったというようなことでございます。私は、いずれそういう道路についてはあるべきだというのは私の頭の中には十分入っております。まずは当面はこういう形での当面の利便性を確保しつつ、この現代の停車場線の両サイド、これは市街化調整区域で、農振農用地から外れているエリアでございますので、まずはそういう土地利用を一定程度確認しつつ、私もきのう橋元議員から報告していただいたような既存の土地利用の状況などを見据えながらですね、やはりこの辺一帯の有効利用というのを町として構想していくべきではないかなというふうには思っておるところでございます。

- 議 長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。
 - 6番(岩佐秀一君)はい、議長。17ページ、8款土木の1項の河川管理、この中の補正予算300万円ということでついてるんですけれども、このついた理由というのは今月の8月から9月に連続して発生した台風の影響によって土砂が詰まったと、そのために優先的にやる、3カ所上がってますけれども、町内には25本前後の河川があると思うんですけれども、この河川全部を調査して優先順位がここの3本は緊急にやらなくちゃならないということで3本を補正予算を組んだわけでしょうか。お聞きします。
- 施設管理室長(寺島一夫君)はい、議長。一応台風が8月から9月にかけて水取水は、ことしはさ ほどではありませんでしたけれども、一応台風後にパトロールといいますか被害調査を 実施しております。そういった中で、この河積断面といいますか水路の断面がかなり狭 小になっているというところを拾い上げて、今回ここの説明書の中にもありますけれど も、渇水期で車両が入れないようなところ、あと田植えとかしてしまうと入れないとい うようなところを優先的に選定したというようなことでご理解いただければと思います。 以上です。
 - 6番(岩佐秀一君)はい、議長。確かに今、渇水期であると同時に農閑期でありますので、細い道路ですよね、町の河川ですから、今やるのが確かに効果的だと思うんですよ。しかしですね、ちょっと本当に点検した中で300万の補正ではですね、ちょっと少ないような気がするんですよ。ということはですね、私この間この辺ちょっと一部ですけれども見たところですね、この間一般質問でもしたんですけれども、ヤナ川関係のですね、中山と久保間間の橋の上のほうが河川に土がたまって土手がえぐられているのね。土手がえぐられているような状態だったので、今見えるわけですよね。ということは、これから春先になると草が生えて見えなくなるわけです。それをトラクターだの歩くと、土砂が片側脱輪してけがの可能性があるわけですよね。そういうふうまで点検してたのかどうかというのをお聞きしたかったわけです。
- 施設管理室長(寺島一夫君)はい、議長。今お話ししたように災害のときに現状を歩いていますから詳細には点検してはいません、被災をしているというような所を見ながらですから。今ご質問の所については、谷中川についてはこの間一般質問にもありましたので、うちのほうでも現場のほうを見させていただきました。確かにたまっているところも議員おっしゃるようにあります。ただ、この坂元川の上流から200メーター、300メータ

- 一あたりのところは確かにたまっておりますけれども、県道から交差した上についてはですね、確かに荒廃はしてますけれども、河積断面はそんなに狭まっているという感じはしてこなかったというふうにパトロールからの結果は聞いております。ただ、そのような状況があるのであれば、既定の予算の中で、3月までありますので工夫して必要となれば対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。
- 6番(岩佐秀一君)はい、議長。予備費もあると思いますので、ぜひ点検をもう一度していただいて、石垣が崩れてますから、片側ですね。その辺も見ていただければ幸いと思います。 以上です。
- 議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。予算の附属資料の後ろのほうです。長期継続契約、集計の部分なんですけれども、3番目、一番後ろのところですね。ここの3番目、派遣職員宿舎借り上げ業務、この分について6,235万円なんですけれども、これは何人分、何棟を予想しているんでしょうか。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。通常310名定数の中でプロパー分を差っ引いた残分ということで100名程度くらいになると思いますけれども、この見合いにかかる分の住宅の借り上げということで予定をさせていただいているということでございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。100人程度ということでよろしいんでしょうか。再確認します。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。ちょっと正確な数字というのは持ち合わせございませんので、 より精緻な数値をということであれば、ちょっとお時間を頂戴できればというふうに思 います。
- 議 長(阿部 均君) 今ですか。(「はい」の声あり)
- 議 長(阿部 均君) それでは暫時休憩いたします。5分。暫時休憩でいいよね。暫時休憩です。 午後3時58分 休 憩

午後4時00分 再 開

- 議 長(阿部 均君)再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議長(阿部均君)総務課長。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。貴重な時間を頂戴いたしまして恐縮でございます。 計上している具体の数字をお話しさせていただきます。戸数的には86戸でございま
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。100人以上の方を予定しているとすれば、86戸でよろしいんですか。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。現在の見立ての中では、これくらいあればということでございます。ただ、実際に派遣職員の数が何名というふうに見えない中で契約をするということはそれだけ家賃が発生してまいりますので、より実態に即した形で精度を高めながら対応していくというのが最終的な対応になろうかと思いますが、例年ベースだとこの程度でおおむね間に合っているということでございます。

- 4番(岩佐孝子君)はい、議長。ということは、来年度は86人くらいを予想しているということでよろしいんですか。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。派遣職員の内訳でございますけれども、宮城県のように多くのご支援をいただいているところもありますし、仙南自治体、別に宿舎に入らなくてもいいようなそういう派遣職員もございます。したがいまして、遠方からおいでの方々を対象としているというところで、その数字の差異等部分についてはご理解を賜りたいというふうに思います。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。1棟に86戸ということでいいんですか。何棟でしょう。
- 総務課長(島田忠哉君)はい、議長。これは、極力町内ものを優先にと、距離的に近接のものから ということでございますが、残念ながら1カ所で供給できるようなところはございませ んので、これは隣接自治体を中心に数カ所に点在しているということでございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。1カ所のそのアパートなり何なりの賃貸だけではなくて、町内にはまだ空き家とかもあります。そういうのも活用してはというふうに思いましたので質問させていただきました。

それでは、一番後ろのページですね、44番保健福祉課の山元町子育て拠点施設芝生 管理業務委託。これは何平米で年に何回くらいをということで、はい。

- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。こちらの芝生の管理業務なんですが、私今この平米数をちょっと抑えていない、申しわけございません。想定しているのは、保育所のコの字型の保育所ですので、その中の園庭をメインに管理を委託したいと考えてございます。芝の管理の工程なんですが、芝の生育上さまざまでございまして具体に何回というのもそれも手持ちにございません、申しわけございませんが。場所としては、そこがメインということで想定してございます。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。これは年間を通しての業務委託というような形で考えてよろしいんでしょうか。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。年間を通しての業務委託と、はい、以上でございます。 4番(岩佐孝子君)はい、議長。いろんなところに今芝生が植えられていますけれども、ここし か今芝生の業務委託が出ていないんですけれども、ほかに想定されるところは何カ所く らいあるんでしょうか。企画財政課長でしょうか、各施設のところでしょうか。
- 議長(阿部均君)もう一度お願いします。
 - 4番(岩佐孝子君)はい、議長。芝生の管理の部分、業務委託、子育て、その保育所の部分しか 出ていないんですけれども、町内に1円に今芝生が植えられています。その管理の委託 はその都度行うんでしょうか。施設管理でいいんですかね、お尋ねします。
- 施設管理室長(寺島一夫君)はい、議長。公園関係とかと芝は牛橋の野球場とかいろいろありますけれども、この長期継続契約関係でのお尋ねであれば、27ページの33番、山元町公園施設等維持管理業務の中で、つばめの杜の中央公園とか坂元の町東公園だとかそういった芝については、ある一定期間の管理というようなことで、この年間通じて計上はしてございます。以上です。
- 議 長(阿部 均君)よろしいんですか。はい。ほかに質疑はありませんか。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。12ページの総務管理費の22定住促進対策費2,708万6, 000円についてなんですが、この辺の説明が今ちょっといまいちわからない。と言い ますのは、この流れを見ますと当初でゼロで補正で2,700万とって、そして今回そ

れが2,700万という説明なんですが、資料を見てもですね、そしてこの説明では申請者数の増加に伴い補正するものという説明なんですが、当初に予算組んでいたものがそれでは足りなくなったというようなことで、それで今回これくらいふやしましたんだよというここでは説明なんですが、このへんの流れがちょっと見えない。2,708万6,000円というのが、結果この28年度の総事業費と言っていいんだか、ということになるのかどうかね。だとするならば、この時点でこの申請するのは増加に伴い補正するものと、補正ですからね。ちょっとこの辺の関係が見えない。全体をわかるような形での説明をお願いいたします。

町民生活課長(大和田紀子君)はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、附属書の3ページの下のほうに記載してございますけれども、28年度分の予算につきましては27年度からの繰越予算の残額といたしまして4,041万4,000円を繰り越してございます。

これまでの流れでございますが、定住促進事業につきましてはちょっと申請のフローをご説明させていただきますと、まず定住を申し込む段階で契約書などを添付いたしまして、まず第1弾といたしまして窓口のほうで申請をしていただいております。その後ですね、事業主さんが建て終わった後に実績報告といたしまして建て終わった分のさまざまな添付書類をつけまして、こちらのほうに実績報告をしていただいて、そして交付金といいますか補助金をお出ししております。

現段階では交付済みで28年度で既に19件で、2,400万円ほどの支出をしておりまして、こちらに今まで相談にきている部分ですとか第一段階での申請分といたしまして年度末での見込みが59件見込まれますことから、その差額分として今回補正予算措置をしているものでございます。以上です。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。今の説明でも私の頭では理解、まあ結果この28年度何件に対して、その結果何件なんだということを説明してもらえるとわかりやすい。というのは、今後の申し込みはこの前やって6,750万かかると。その6,750万というのは、そして今後の見込みで6,750万で引いて2,780万、全体でね、これだけで見ると事業の全体像が見えないということからそういうことでの確認です。
- 町民生活課長(大和田紀子君)はい、議長。今年度の支出の見込みといたしまして交付件数で59件、金額として全体として約9,160万で、繰越予算との差額としまして今回補正として2,700万ほどを増額補正するものでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。今の説明もちょっとよくわかんないんですけど、28年度で59件あったと。ではないの。(「ある予定です」の声あり)いいのいいの、年度末でね。そしてそれらを見込んで全体を出して、その差額を今回補正したよということなのね。逆に言うと59件あったと。28年度。という理解でいいんですね。はい、わかりました。結構あるなということでこれは確かにそういう補正をしなくちゃならないということなんでしょう。

次にですね、15ページの4款 2 項清掃復興推進費のごみ集積所設置等事業補助金、これもちょっと意味不明というか私の頭の中では意味不明。皆さんはわかるんでしょうけれども。これも説明との関係からいうと、これは何に、当初は何ぼで、そして最終的にこれになったのかというのが見えない。この中ではね。ごみ集積所について、この附属資料で見ると今後の申請申し込み 63 万かかるんだと。そして予算残額が 26 万と、その予算額の 26 万てどこを見れば予算額 26 万とあるのかとかさ。これも結果 37 万、

このごみ集積所、これも補助金で当初何ぼで予算措置して、結果どうなったのということをまず確認したいと思います。

町民生活課長(大和田紀子君)はい、議長。ただいまのご質問ですけれども、ごみ集積所の当初の補助金額が130万1,000円予算措置してございます。今回の部分だったんですけども、附属資料の6ページの記載のとおりなんですけども、これから出てくる部分といたしましてこの部分が不足するということでの予算措置なんですけれども、ちょっとだけ確認させていただいていいですか。済みません。

お時間いただいて済みませんでした。これまでにも支出した分がございまして、今後 支出見込みといたしまして附属書に記載のとおり新設更新で2カ所とあと修繕と牛橋区 に被災の関係で出す分がございまして、その部分が不足しますことから予算措置するも のでございまして、予算残額が現在のところ26万となっておりますから、その部分の 差額としまして37万円を要求するものでございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。何となくわかるようなあれなんだけども。今の2つね、普通の 人が、何のための説明資料かということになるんですけども、わかるような説明資料に していただきたいということを求めてこの件については何となくわかりました。

次、17ページの先ほど来、出ております8款1項1目、山元南スマートインターチェンジの件についてなんですが、先ほど来いろいろ内容につきまして確認されておるところなんですが、この辺の総事業費と財源はどこから持ってきたのかということを確認したいと思います。

- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。総事業費につきましては、このテントに掛かる費用につきまして見積をいただいて、その見積からこの事業費を算出しております。あと財源につきましては、町の一般財源ということで計上させていただいております以上です
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。ということであれば、ですから掛かりはそうするとこのテント 代だけと、設営費だけだと。後はそれぞれ皆さんの自力で対応するというふうに受けと めていいんですね。あわせまして一般財源ということであるならば、先ほど来の話にも ありますような方向でぜひ取り組んでいただきたい、取り組むべきだということで確認 して、示して、指摘して、次に19ページの、18ページになるのかな、都市計画8款 6項3目都市計画復興推進のうちの委託料と工事請負費、両方にあります防災集団移転 促進関係業務委託料の増、この件につきましては説明からしますと設計の見直しという のでずっと続くので、いろんな場面であるんですが、この辺の設計の見直しの内容につ いて確認したいと思います。
- 震災復興整備課長(早坂俊広君)はい、議長。こちらですね、10月20日全協の際にお話しさせていただいた内容でございますが、宮城病院の地区外排水路、こちらの排水に関しまして新市街地の整備に伴いまして流末の断面が大きくなったという形で今回変更が生じておりまして、当初はそのもともとあった水路の断面を一部壊して、増し打ちして断面を大きくするという計画だったのですが、それについて実際、単に取り壊して取りつける、増し打ちしても一体にならないということから、こちら実際は外して撤去させて増工するという内容でないと一体化することが難しいと、その場合にはかなりの想定したより額が大きくなってしまうということが判明したために、新たに大きい側溝を打ち直すというか入れ直すということで増幅になったということでお話しさせていただいた内容で

ございます。ということで、当初よりは高くなってしまうということでご説明させていただいた内容でございます。その設計と工事ということでご理解賜ればと思います。以上です。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。先ほども言ったんですが、せっかくこうして説明資料として出 していただいていると考えると、これは非常にいいことなんですよ。一言ここに全協で 説明済みというのが載せていただくと私は混乱しないのかなということをつけ加えてお きます。

次に、20ページの中学校費、教育振興費要保護準要保護の就学援助費増の件についてなんですが、この1人がふえて新たに申請が3人あったということなんですが、この辺の申請時期というのはいつ。この間のこれらの説明の中では随時申請を受け付けているというようなことも耳にしているところなんですが、この場と言ってもこういう場の中で確認だったかなと思いますが、その辺の申請時期とその後の処理について確認したいと思います。

- 学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。申請時期につきましては、年度当初、3月に申請をいただきまして、年度の支払いについて終了しているというようなことでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。この件についてはたびたび確認しているんですが、こういった 就学援助、貴重なものを助成といいますか、その申請してその結果対象者に渡っていく のが相当おくれるとかなり生活、それはそれでもらえるものというとおかしいんだけれ ども、あるものが、一日でも早く手に渡ればということが、これは全国的に求められて いることなんです。ですから申請は早目にして早く処理して金が渡るようになる、なれ ばその保護者も非常に助かると。そして目的はそういう目的の助成金であるということ から考えると、これらの手続については慎重にといいますかスピーディーにというかま さにスピーディーに、という対応が求められているというところから、今確認したわけ です。今後そうしたことで、今後というかこれまでもやっていると思いますが、注意し て取り組んでほしいと思います。ということでその辺についてはわかりました。

次に、先ほど来、出ておりますが……。

- 学務課長(佐藤兵吉君)はい、議長。済みません、説明が不足してましたので、済みません。申請をいただきまして、前に遠藤議員のほうからもご指摘をいただいておりました入学に関する費用ですね、こちらについては1期目の、これまでは年3期に分けてお支払していたところですが、今年度から入学の分につきましては1期目で、早い段階でお支払いしているような形で取り組みをしているところでございます。以上です。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。そういうことで今後も引き続きそういう形で進めていただけた らと思います。

次に、17ページの8款2項2目。これも先ほど来出ている問題なんですが、流れについてはわかりました。その際に復興交付金ですか、認められなかったということなんですが、その認められない理由はなんだったのかを確認したいと思います。

あ、ごめんごめん、別のところ見て言ってました。一応8、2、2と言ったから、それでわかると思ったけど17ページのところだね。どうも済みませんでした。でも一応8款2項2目と言ったつもりなんですが。(「1,600万ね」の声あり)そうそうそう。 さっきから話題になってたからそのくらい言えば分るかと思ったの。(「15節」の声あり)はい、そうです。附属資料が11ページ、12ページです。(「17ページの15節

でいいんですか」の声あり) 8款2項2目。11ページ、12ページ、附属資料。

- まちづくり整備課長(阿部勝則君)はい、議長。大変失礼しました。ちょっと詳細の詳細まではあれなんですけれども、まずこの市街地の都市計画の区域の問題と、あとJRから東側の農地に関しては、農振農用地の網の、網というか区域の関係で復興庁との協議で採択されなかったと聞いてございます。以上です。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。これ以上の話だと憶測推測、でもさらにもう少しあれすれば都市計画との絡みということだとどうなるのと、まあはっきり言いますとね、やはり先ほど来問題にしていた3種区域なり、危険区域の設定、人が住んでるところはまだ3種区域だと、危険区域の中に住んでいると。そして駅東はそういうそこで、なんでそこに、向こうからすればだよ、道路整備に金かけなくてないのと、人がまだ住んでいない。住んでないというとまた断定するとあれなんだけども、そういう地域であればやはり国としてはそこに金はつけられないよということが理由ではないのかと。はっきりと言いいますか、先ほど出たけれども皆さん努力したんだけれども、いろいろと工夫して説得したんだけれども、結果そういうことが理由になってそれ以上皆さんは詰め寄られなかったんでないのかとこういうふうに見られるわけなんですが、そういうことではないんでしょうか。交渉に当たった人は誰なの。大体わかる人でいい。
- 産業振興課長(大和田 教君)はい、議長。私、担当外なんですけれども、当時の記憶をさかのぼりながら、100パーセントではないというふうなことをご理解の上、お聞きいただきたいと思います。この件に関してはやはり遠藤議員もおっしゃるとおり、先ほどほかの議員もおっしゃるとおり、当初この道路をまっすぐ農免道路までぶつけたほうがいいんじゃないかという議論は、本部会議の中で出た経緯はございました。その中で、するとすれば復興交付金を活用して、この市街地の一体整備というふうなもので持っていくべきじゃないのという話が出たんですけれども、当然その1つのくくりで見たときにここについては確かに連絡通路、連絡道路ではあるんですけど、1つの市街地整備したところ以外の道路というふうなところから、まず復興交付金整備として認められないというふうなものがまず第1点としてございました。

しからば、単費でここのところをつなげばいいんじゃないのというふうな話も当時出た記憶がございます。そこで今度引っかかってきますのが、この土地についてはご承知のとおり平成7年から平成13年ころまで実施しました国営再編の農地整備事業、こちらでやった土地で、一定の期間が過ぎない限りは手がかけられないというふうなものがあるのと、あと仮にそれを通してしまうと、今度は土地改良区の賦課金を一括返済しなきゃならないだろう、そういうふうないろいろなことが出てくるというようなことで当時断念したというふうな経緯。私が今お話しさせていただいたのが100パーセントではないということはございますけれども、当時の記憶としては、そのようなプロセスを経て起用したということがございますので、お話しさせていただきました。以上です。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。そうしますと、今の話からさらに確認しますと、町のほうでこれは復興交付金の申請をやめたというふうな受けとめでいいのかな。だから町の今言った理由はいろいろ町にとって困るというか、そういうふうに受けとめたんだけれども、本来ならば復興交付金事業として申請できるものを町がみずから引き下がったというような受けとめということになるのかな。今の説明だとだよ。

産業振興課長(大和田 敦君)はい、議長。当時はですね、遠藤議員ご承知のとおり事業計画調整

室というふうなところで市街地の調整等々を行ってました。復興本部会議の中で必要だよねというふうな話が出て、ただその時点では復興交付金としてはなかなか難しいという話が出てるというふうなものは私の記憶にはございます。ただ、その難しいよというふうな意見を持ちながらも復興庁にチャレンジをしたのか、あるいは事前の協議の段階で難しいのであれば申請そのものをするのを断念しようというふうなものについては、ちょっと今から4、5年前の話になりますし、当然私担当外ですので、その辺の詳細については私の口からはちょっと申し上げられないというふうにご理解ください。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。この件についてはもう知ってる人がいないということなので、 憶測でしか物が言えないということになるわけですが、状況、背景を見るならば国とし ては危険地帯に土地の整備というのは、これは国の責任というか金を出すほうの側から すれば、これは到底認められないということなんだなというふうに受けとめました。

次に、この歳入のほうに入ります。9ページの地方交付税、一番上ですね。震災復興特別交付税の減、その際の説明で、これについては庁舎の実施設計分、補助裏、そうすると1,800何万と歳出出ていたのかな、それを起債で活用ということからこの復興特別交付税を減にするんだよというふうに説明の中で受けたつもりなんですが、まずその辺の確認。そういうことだということであるならば何ゆえに、実施設計ってそもそも実施設計となると復興財源の対応なのかなと思って聞いてるんですが、その辺も含めて確認したいと思います。

- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。そもそも遠藤議員おっしゃるとおり実施設計につきましても震災特交の対象にはなっていたところなんですが、県との協議の中で庁舎の設計に当たりまして、もともと現状復旧分、それには充てられるけれども、それにプラスして旧庁舎にはなかったけれども一般的に庁舎に配置されるべきたぐいの施設、例えば授乳室ですとか控室ですとかそういったものなんですが、そういったものとそれからグレードアップ分については、こちらは特交ではなくて起債でという指導がありました。グレードアップ分とその一般的に庁舎にあるべき施設については今回起債でということで財源を直したものでございます。
 - 9番 (遠藤龍之君) はい、議長。そうすればこれまた全協で聞いたのかそのへんはあれだけども、 2,000万アップの部分の内訳ですよね。というふうに受けとめると、その2,000万の使い道というのはグレードアップというふうな今の話から推察すればそう受けと めるんですが、だとするならば、実施設計大きく変わる、我々に示されたときよりも大きく中身は変わってんのかなと、今の話から推察しますとね。2,000万のアップ分、 グレードアップ分のね。ということになりますと、その辺の動きが新庁舎の動きというのが、んでどうなってんのというところに結びつくんですが、その辺も含めて。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。今回お示しさせていただいておりますのは、具体的な図面をですね、全協ですとか総務民生委員会のほうでお示しさせていただいておりますが、そこから大きく変わっているところはございませんで、具体的にその財源につきまして県の市町村課のほうと打ち合わせをさせていただいた際に、そのグレードアップ分ですとか一般的に庁舎に配置すべき、そういった仕分けといいますか区分けといいますかそういったものを指導を受けたということでございまして、これまでご説明させていただいた配置等々とは大幅な変更はないということでございます。これまでご説明させていただいただいた平面図の中で、その仕分けといいますかそういったものを行わさせていただい

たというふうな理解でございます。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。ますます泥沼に入っていくんですけども、私の頭はですよ。そ うすると、最初からこれまで我々に示したあの内容でもうこれは違うよという部分が入 ってたということなんですか。県と精査をした結果、それが生まれ出てきてこういうふ うになったというような理解、まずその辺のこと。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。今議員おっしゃられたとおりで、これまでの図面の中で、 お示しした中でですね、県との協議の中でそのような仕分けが行われたということでご ざいます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。庁舎建設については、これまでの理解では復興財源の中で対応 するということだったんですが、大きな変わりがない、変更がないということであるな らば、あの中身についてはそこから外されるものが今後とも既に生まれてきているわけ ですけれども、というふうな受けとめ、というかまあ実施設計だけではなくて今後建設 費にもかかってくると思うんだけれども、その復興関連にないものはそこの財源に充て られませんという理解でいいんでしょうか。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。実際の建設費に当たってもそのような形での市町村課との協議を行わさせていただくことになろうかと思います。その建設費の仕分けといいますかそういったものも市町村課と詰めていく必要があるかと思いますが、基本的にはそういった考えになろうかと思います。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。そうすると問題出てくるんでねえのがや。きょうこの場でその件についてどうこうというのは時間もあれだし、あれだけれども、大きく中身が変わってくるのかなという大きな懸念が生まれてきました、不安が。あれまた17、8億の事業費、それで取り組んでいる中身だと思うんですが、それがもう15億しか認められないとなると3億この、でこの起債の内容は当然100パーセント帰ってくる起債ではないという受けとめということだよね、これまでの理解からすればね。だとすればこの町の財源が、せっかくためているものがなくなっていくということにつながる、そういう懸念を示します。きょうで結論を出すということはできないから。

そして、その財源のことになるんですが、この一番下、10ページの財政調整基金の取り崩し増。これは一般会計の比較的この自由な貯金、一部なんですが今となってはね。 そういう心配から確認するんですが、この1億1,900万の内訳を確認します。

- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。内訳といたしましては、今回それぞれの事業等々で補正 予算を組んでございますけれども、その中で国庫支出金ですとかそういった部分で歳入 で不足する部分について、一般財源で措置させていただくに当たり不足が生じることか ら財調のほうでということでございます。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。ごめんごめんというか、内訳というのはどこの部分を取り崩す のかということの内訳を確認します。この款の財政見通しの中では丁寧に基金を3つに 分けてだね、そのうちのどこの基金を使うのかという、本当の真水の部分というかね自 由に使える金は逆に言えば、言えばというか、その部分には触れていないということだ ったらそれでいいんですけれども、その確認です。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。今回の部分については、純粋に真水の部分での取り崩し と、交付金を返還するというような財源ではございませんので、今回についてはこちら については真水の部分での取り崩しということになります。

- 9番(遠藤龍之君)はい、議長。そうしたらやはり使い道のところを確認しないとちょっと、自由に使える金を簡単にポンポンポンポンと使わってるような感じもするんですよ、俺だけだけれども、みんなは思ってないよ。だから、この財政調整基金に何でその余計なものを混ぜたの。混ぜたことによってこういう疑問が生まれてくるんですよ。目的基金ね。俺はこれも問題だと思う。問題だというよりも、やはりではその出先を確認したいと思います。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。そうしますと、出先といいますかそれぞれの事業に対して一般財源がどう充てられているかということをお答えすると。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。一般財源でこう、この1億1,900万の内訳よ、これが歳出でどこで使ったか、どこで使ったかというのを。
- 企画財政課長(八鍬政信君)はい、議長。済みません、充当先としては一般財源を差し引きで今回 不足した部分を財政調整基金取り崩すということになりますので、一般財源はそれぞれ どれに充てているかということになろうかと思うんですが。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。そういう使われ方すると本当に我々は追及していくのに大変なんです。認めるか認めないかということでもね。大事な金なんだ、これ。これ何々の事業はこれはどうしても町の町民の暮らし向上、前にいくために必要な事業だと、そこにどうしてもこの部分が足りなくて交付金とか補助金とか足りなくて、どうしても一般財源の中からやんなくてだめなんだという、それを大事な金なんだけれども、その事業も必要だからここから出してその事業は前に進ませようというふうなことがわからないと、結構1億2,000万で大きいからね、真水部分だとね。ほんとに自由に使える金だとね。そういう疑問が、懸念が生まれてきます。出先がわからないとなるとね。俺はそういう使われ方でいいのかなと、まあシステム上はそんなことできるとかってなるとあいづなんだけれども。この件についてもですね、非常に今後こういうまた使われ方をするんであるならば、少し考えがこの見方もね、変えてかないとだめかなと、議会チェック期間としてですね、ということを伝えてきょうは終わります。
- 議 長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長(阿部 均君)これで質疑を終わります。
- 議長(阿部 均君) これから討論を行います。 計論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。
- 議 長 (阿部 均君) これから議案第104号平成28年度 山元町一般会計補正予算 (第4号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第104号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第20. 議案第105号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、議案第105号平成28年度山元町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

> まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出をそれぞれ1,112万3,00 0円を追加しておりまして、総額を21億2,410万7,000円とするものでございます

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書6ページをお開きください。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第1款総務費第1項総務管理費についてですが、こちらは職員手当の補正を 行っております。こちらは一般会計同様条例の改正に伴い不足する職員手当を増額する ものでございまして、29万円を計上してございます。

次に、第2款保険給付費第2項高額療養費第1目一般被保険者高額療養費、あわせて 第2目退職被保険者等高額療養費。こちらについてですが、こちらは給付費の実績に伴 い合わせて1,157万6,000円を増額措置するものでございます。

続きまして、第3款後期高齢者支援金等及び次の第4款前期高齢者納付金並びに次のページ、7ページに入りますが第6款介護納付金、こちらについてですが、こちらについては社会保険診療報酬支払基金において高齢者医療制度関係の諸規定に改正がございまして、その改正に基づき納付金等の額に変更がございましたので、後期高齢者支援金で58万7,000円を減額しまして、前期高齢者納付金で2,000円の増額、次の介護納付金で15万8,000円の減額措置を行うものでございます。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。こちらは歳入予算の補正 予算事項別明細書でございます。

それでは、初めに第5款前期高齢者交付金でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出のところでご説明申し上げました社会保険診療報酬支払基金における高齢者医療制度の諸規定の改正に基づく補正でございまして、52万8,000円を増額措置するものでございます。

次に、第9款繰入金についてですが、あわせて1,059万5,000円を増額措置 しております。このうち第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果1,0 30万5,000円の取り崩しを増額しておりまして、第2目一般会計繰入金について は人件費相当分の29万円を増額措置するものであります。

以上が今回の補正予算(第3号)案の内容でございます。よろしくご審査の上、ご可 決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
 - 9番遠藤龍之君の質疑を許します。
 - 9番(遠藤龍之君)はい、議長。歳入歳出を見ますと一般保険者高額療養費の増を財調取り崩しで対応しているという形になるんですが、この高額療養費の増、内訳ね、これ全て一般 財源というかその財源でやらなくちゃならないものかというとそうじゃないはずなんで

すよね。その辺をわかりやすくね、わかりやすくというと貴重なこっちも貴重な貯金だからこれをそういう、いずれこれはこうなるんだというのを皆さんにわかるように説明を願いたいと思います。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正については、議員ご指摘のとおり財政調整基金で全額を充ててございます。 実際こちらの保険給付に関しましては、一般財源といういわゆる国保税が主な財源となりますが、国保税だけではなく国県からの補助金が入っての財源構成で支払っているというのが現状でございます。現在この12月から来年の2月にかけて各種補助金、国、県の補助金の申請がございます。そこで今年度の補助金の額が確定し次第、改めて3月補正なりでそのほうを、まず今回は財政調整基金を充てさせていただきまして、補助金額が確定次第、補正で皆さんにご審議を賜りたいと思ってございます。以上でございます。

議 長(阿部 均君)よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第 1 0 5 号平成 2 8 年度 山元町国民健康保険事業特別会計補 正予算 (第 3 号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

- 議 長 (阿部 均君) 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。
- 議 長(阿部 均君)この際、暫時休憩といたします。再開は5時といたします。

午後4時50分 休 憩

午後5時00分 再 開

- 議 長 (阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長 (阿部 均君) 日程第21. 議案第106号を議題とします。 本案について説明を求めます。
- 保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、議案第106号平成28年度山元町介護保険 事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ849万7、000円を増

額し、総額を12億9,604万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書7ページをお開き願います。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、人件費につきましてご説明いたします。第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費及び1つ款を飛ばして第3款になります。第3款地域支援事業費第1項介護予防事業費並びに第2項包括的支援事業任意事業費、こちらについてですが、こちらはいずれも職員の給与、手当、共済費など人件費の補正費を行ってございます。こちらにつきましても国保会計同様条例の改正等に基づき不足する人件費を増額するものでございまして、第1款総務費で46万4,000円の増額。第3款地域支援事業費第1項介護予防事業費で26万5,000円。同じく第2項包括的支援事業任意事業費で17万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、2款に戻りまして、第2款保険給付費第1項介護サービス諸費第1目高額介護サービス費、こちらについてですが、こちらは給付費の実績に伴い759万7,000 円を増額措置するものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは、歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。それでは、初めに第3款国庫支出金第1項国庫負担金同じく次の第2項国庫補助金。こちらについてですが、こちらにつきましては歳出予算でご説明いたしました給付費や職員の人件費に関する増額補正に伴う補正額でございまして、第1項国庫負担金で151万9,000円、次の第2項国庫補助金で51万1,000円を増額措置するものでございます。

次に4款支払基金交付金及び第5款県支出金についてですが、こちらにつきましても 給付費や職員の人件費に関する増額補正に伴う補正額でございまして、第4款支払基金 交付金で220万4,000円の増額、第5款県支出金第1項県負担金で95万円。次 ページに入りまして、第2項県補助金で6万6,000円を増額措置するものでござい ます。

最後に、第7款繰入金についてですが、合わせて324万7,000円を増額措置しております。このうち第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果176万7,000円の基金の取り崩しを増額措置しておりまして、第2目一般会計繰入金については、給付費や人件費相当分148万円を増額措置するものであります。

以上が今回の補正予算(第2号)の案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご 可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君) これから討論を行います。 一 討論はありませんか。

議 長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第106号平成28年度山元町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 (阿部 均君) 異議なしと認めます。

議案第106号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第22.議案第107号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。それでは、議案第107号平成28年度山元町水道 事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用4目総係費12万8,000円の増額についてですが、 こちらは人事院勧告に伴う手当等の人件費の補正となっております。

次に、資本的支出について申し上げます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目施設整備費 7 万 2 , 0 0 0 円の増額についてですが、収益的支出同様に人事院勧告に伴う給料等の人件費の補正となっております。

最初のページをお開きください。お戻り願います。

第1条を飛ばしまして、第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり 補正するものです。

支出、1款水道事業費12万8,000円を増額し、総額4億2,939万5,000円とするものです。第3条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,497万6,000円を1億3,504万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金366万9,000円を374万1,000円に改め資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出第1款資本的支出7万2,000円を増額し、総額3億4,780万6,000円とするものです。第4条予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部均君)討論なしと認めます。

議 長(阿部 均君) これから議案第107号平成28年度山元町水道事業会計補正予算(第2号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第23. 議案第108号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。それでは、議案第108号平成28年度山元町下水 道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

初めに1、2ページをお開き願います。

まず収益的支出について申し上げます。1款下水道事業費1項営業費用4目総係費9万3,000円の増額についてですが、こちらについても人事院勧告に伴う給料等の人件費の補正となっております。

次に、資本的支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費7万円の増額についても収益的支出同様に人事院勧告に伴う給料等の人件費の補正となっております。

最初のページをお開きください。お戻り願います。

第1条を省略いたしまして、第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費9万3,000円増額し、総額5億6,601万8,000円とするものです。第3条予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,538万5,000円を2億4,545万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億5,307万5,000円を1億5,314万5,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。支出第1款資本的支出7万円を増額し、総額5億5,886万円とするものです。

次に、第4条予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。 以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから議案第108号平成28年度山元町下水道事業会計補正予算(第1 号)を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第108号は原案のとおり可決されました。

議 長 (阿部 均君) 日程第24. 委発第2号を議題とします。

提出者から提案理由を求めます。産建教育常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長(竹内和彦君)はい、議長。委発第2号有害鳥獣(イノシシ)駆除対策 に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書。

このことについて別紙のとおり地方自治法第99条及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提出先は、県知事村井知事宛てであります。

提案理由を申し上げます。

宮城県内において、イノシシの生息域の拡大に伴い農作物等への被害が広がり、町内においても深刻な打撃を受けております。また、イノシシの駆除頭数増加による駆除したイノシシの労働力不足及び環境悪化も懸念される状況であります。

このような状況に対して、当町においても鳥獣被害対策に対する補助金の交付や鳥獣被害対策実施体を設置するなど対策を講じておりますが、広域連携によるさらなる農産物被害軽減及び人的被害防止を講じるために提案するものです。

以上です。

議長(阿部 均君)これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議 長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 (阿部 均君) 討論なしと認めます。

議 長 (阿部 均君) これから委発第2号有害鳥獣 (イノシシ) 駆除対策に対する補助の増額及び 広域連携の制度化を求める意見書を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第25. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によってお手元に配布の

とおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたい と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部均君)異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議 長 (阿部 均君) 日程第26. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議員派遣の件は決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長(阿部 均君) 異議なしと認めます。

変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定しました。

議 長(阿部 均君)これで本日の議事日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成28年第4回山元町定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時18分 閉 会